

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案参照条文目次

一	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	1
二	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）	77
三	保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	91
四	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	94
五	倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）（抄）	125
六	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	126
七	民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	127
八	民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）	128
九	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	128
十	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）	129
十一	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	130
十二	会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	132
十三	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（案）（抄）	135
十四	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	138
十五	漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（昭和二十五年法律第二百五十三号）（抄）	141
十六	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）	143
十七	協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）	143
十八	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百十八号）（抄）	144
十九	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（抄）	144
二十	独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（抄）	144
二十一	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）（抄）	144
二十二	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）	147
二十三	証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）（抄）	151
二十四	株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（案）（抄）	157

157157147 144143141140139138138 135132130129128128127126125125 94 91 77 1

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案参照条文

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章 漁業協同組合

第一節 事業（第十一条―第十七条）

第一節の二 子会社等（第十七条の二・第十七条の三）

第二節 組合員（第十八条―第三十一条の二）

第三節 管理（第三十二条―第五十八条の三）

第四節 設立（第五十九条―第六十七条の二）

第五節 解散及び清算（第六十八条―第七十七条）

第三章 漁業生産組合（第七十八条―第八十六条）

第四章 漁業協同組合連合会（第八十七条―第九十二条）

第五章 水産加工業協同組合（第九十三条―第九十六条）

第六章 水産加工業協同組合連合会（第九十七条―第一百条）

第六章の二 共済水産業協同組合連合会（第一百条の二―第一百条の六）

第七章 登記等（第一百一条―第二百一十一条）

第七章の二 特定信用事業代理業（第二百一十一条の二―第二百一十一条の五）

第八章 監督（第二百二十二条―第二百二十七条の五）

第九章 罰則（第二百二十八条―第二百三十四条）

附則

第二章 漁業協同組合

第一節 事業

(事業の種類)

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
 - 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
 - 三 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
 - 四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
 - 五 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
 - 六 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設
 - 七 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
 - 八 漁場の利用に関する施設（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）
 - 九 船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備に関する施設
 - 十 組合員の遭難防止又は遭難救済に関する施設
 - 十一 組合員の共済に関する施設
 - 十二 組合員の福利厚生に関する施設
 - 十三 組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供に関する施設
 - 十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - 十五 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあつせん
 - 十六 前各号の事業に附帯する事業
- 2 組合員に出資をさせない組合（以下この章において「非出資組合」という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第四号又は第十一号の事業を行うことができない。

3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

三の二 有価証券の売買等（有価証券の売買（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下この号及び第十一号において「有価証券関連デリバティブ取引」という。）に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引であつて、同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為に限る。以下同じ。）

四 有価証券の貸付け

五 国債等（国債、地方債並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱い

七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

九の二 振替業（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。以下同じ。）

十 両替

十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又は有価証券関連デリバティブ取引を除く。）の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）

十二 前各号の事業に附帯する事業

4 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該

各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

一 金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第三十三条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第八十七条の三第一項第二号を除き、以下同じ。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為

三 金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為

5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）に係る事業

二 信託法（平成十八年法律第九号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

6 組合は、前項第二号の事業を行う場合には、信託業法（平成十六年法律第五十四号）の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。

7 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第三項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号並びに第四項の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度において組合員及び他の組合の組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員及び他の組合の組合員が利用する事業の分量の総額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。

8 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。

一 第一項第三号の事業 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第四号の事業 組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第十一号及び第十二号の事業 組合員と世帯を同じくする者

9 組合は、第七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港区域」という。）における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（信用事業規程）

第十一条の四 組合は、第十一条第一項第四号の事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 前項の信用事業規程には、信用事業（第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業をいう。第十一条の六第一項、第十一条の六の三、第十一条の七第二項、第十一条の十、第十七条の二第一項、第十七条の三第一項、第三十四条第三項、第五十条第三号の二、第五十四条の二第一項、第二項、第四項及び第七項、第五十八条の三第一項及び第六項、第二百二十二条第二項、第二百二十三条の二第一項及び第四項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項、第二百二十七条の二第一号、第二百二十七条の三第五号並びに第三百三十条第一項第二十九号において同じ。）の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

3 信用事業規程の変更（軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。）又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 組合は、前項の主務省令で定める事項に係る信用事業規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

5 第一項及び第三項の認可の申請は、申請書に主務省令で定める書類を添えてしなければならない。

（経営の健全性の確保）

第十一条の六 主務大臣は、第十一条第一項第四号の事業を行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 当該組合の保有する資産等に照らし当該組合の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 当該組合及びその子会社その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社の保有する資産等に照らし当該組合及び当該特殊の関係のある会社の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

三 当該組合の剰余金の処分の方法が適当であるかどうかの基準

2 前項に規定する「子会社」とは、組合がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条、第十七条の三、第八十七条の三、第八十七条の四及び第二百二十二条において同じ。）をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

3 前項の場合において、組合又はその子会社が有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該組合若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（主務省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

（名義貸しの禁止）

第十一条の六の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、自己の名義をもつて、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせてはならない。

(信用事業に係る禁止行為)

第十一条の六の三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、信用事業に関し、次に掲げる行為(次条に規定する特定貯金等契約の締結の事業に関しては、第四号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

一 利用者に対し、虚偽のことを告げる行為

二 利用者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 利用者に対し、当該組合又は当該組合の特定関係者(当該組合の子会社(第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。第十一条の八第二項、第十七条の二、第十七条の三、第三十四条第十一項、第三十九条第五項及び第五十八条の二第二項において同じ。)、当該組合を所属組合(第二百十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。))とする特定信用事業代理業者(同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。))その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。第十一条の九において同じ。)その他当該組合と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(利用者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、利用者の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

(貯金者等に対する情報の提供等)

第十一条の七 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、貯金又は定期積金の受入れ(特定貯金等の受入れを除く。)に関し、貯金者及び定期積金の積金者(以下この項において「貯金者等」という。)の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、貯金又は定期積金に係る契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 前条及び前項並びに他の法律に定めるもののほか、同項の組合は、主務省令で定めるところにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明、その信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十一条の八 第十一条第一項第四号の事業を行う組合の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同

じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、当該組合の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。)若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の組合が子会社で主務省令で定める会社以外のものその他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「合算信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

4 第二項の場合において、組合及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなったときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該組合の信用の供与等の額とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(会計の区分経理)

第十一条の十 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、信用事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

(倉荷証券の発行)

第十二条 第十一条第一項第七号に掲げる保管事業を行う組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた組合は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

3 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百二十七条第二項及び第六百二十八条の規定は、第一項の倉荷証券にこれを準用する。

4 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）、第八条第二項、第十二条、第二十二條及び第二十七條の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と、第十二条中「第六条第一項第四号の基準」とあるのは「主務省令で定める基準」と読み替えるものとする。

第十三条 前条第一項の許可を受けた組合の作成する倉荷証券には、当該組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

2 組合でない者の作成する預証券及び質入証券又は倉荷証券には、漁業協同組合倉庫証券という文字を記載してはならない。

第十四条 組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六箇月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六箇月を限度として、これを更新することができる。但し、更新の際の証券の所持人が組合員でないときには、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第一節の二 子会社等

第十五条 商法第六百十六条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条までの規定は、組合が倉荷証券を発行した場合について準用する。

（議決権の取得等の制限）

第十七条の三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合又はその子会社は、信用事業会社（信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）である国内の会社（従属業務又は前条第一項第二号に掲げる業務を専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該信用事業会社である国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、同項の組合又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、信用事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該組合又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権については、当該組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなった日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、行政庁がする同項の承認の対象には、第一項の組合又はその子会社が信用事業会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなった議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、行政庁が当該承認をするときは、当該組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 第一項の組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる信用事業会社である国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、行政庁は、当該組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に信用事業会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 当該組合が第五十四条の二第三項の認可を受けて同条第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき（主務省令で定める場合に限る。）その信用事業の全部又は一部の譲受けをした日

二 第六十九条第二項の認可を受けて当該組合が合併により設立されたとき その設立された日

三 当該組合が第六十九条第二項の認可を受けて合併をしたとき（当該組合が存続する場合に限る。）その合併をした日

5 行政庁は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に第一項の組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなる信用事業会社である国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 第一項の組合又はその子会社が、信用事業会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなった場合には、その超える部分の議決権は、当該組合が取得し、又は保有するものとみなす。

7 第十一条の六第三項の規定は、前各項の場合において第一項の組合又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(組合員たる資格)

第十八条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて九十日から百二十日までの間で定款で定める日数を超える漁民
- 二 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合
- 三 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(組合及び漁業生産組合を除く。)であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。)の合計総トン数が千五百トンから三千トンまでの間で定款で定めるトン数以下であるもの
- 2 漁業法第八条第三項に規定する内水面において漁業を営み、若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者を主たる構成員とする組合(以下「内水面組合」という。)にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み、若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数を超える個人は、組合の組合員たる資格を有する。
- 3 組合(河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合を除く。次項において同じ。)は、定款の定めるところにより、第一項第一号又は前項の規定により組合員たる資格を有する者を漁業を営む者であつてその営む日数が一年を通じて九十日から百二十日まで(内水面組合にあつては、三十日から九十日まで)の間に定款で定める日数をこえるものに限ることができる。
- 4 組合の地区が市町村又は特別区の区域をこえるものにあつては、定款の定めるところにより、前三項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限ることができる。
- 5 組合は、前各項に規定する者のほか、次に掲げる者であつて定款で定めるものを組合員たる資格を有する者として定めることができる。
 - 一 前四項の規定により当該組合の組合員たる資格を有する者以外の漁民又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者
 - 一の二 前各項又は前号の規定による組合員と世帯を同じくする者その他当該組合の施設を利用することを相当とする者として政令で定める個人
- 二 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(組合及び第一項第二号若しくは第三号又は前項の規定により当該組合の組合員たる資格を有する法人を除く。)であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が

三千トン以下であるもの

三 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者又は常時使用する従業者の数が三百人以下である水産加工業を営む法人
三の二 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業（第十一条の二第一項に規定する遊漁船業をいう。）を営む者であつて、その常時使用する従業者の数が五十人以下であるもの

四 当該組合の地区の全部又は一部を地区とする組合

（持分の譲渡）

第二十条 出資組合の組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

（議決権及び選挙権）

第二十一条 組合員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、第十八条第五項の規定による組合員（以下この章及び第四章において「准組合員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第四十七条の六第一項又は第二項（これらの規定を第四十三条第二項において準用する場合を含む。）

の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権（以下「議決権等」という。）を行うことができる。この場合には、その組合員と世帯を同じくする者、その組合員の使用人又は他の組合員（准組合員を除く。）でなければ、代理人となることができない。

3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 前二項の規定により議決権等を行う者は、これを出席者とみなす。

5 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

7 会社法第三百十条（第一項及び第五項を除く。）の規定は代理人による議決権等の行使について、同法第三百十一条（第二項を除く。）の規定は書面による議決権等の行使について、同法第三百十二条（第三項を除く。）の規定は電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同法第三百十条第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第二十一条第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二十一条第六項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第二項」と、同条第七項第二号並びに同法第三百十一条第一項並びに第三百十二条第一項及び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十七条 組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてこれを行うことができる。この場合には、組合は、その総会の会日から七日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

（出資口数の減少）

第三十一条 出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第二十八条から第二十九条までの規定を準用する。

(組合員名簿の備付け及び閲覧等)

第三十一条の二 理事は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日及び組合員たる資格の別

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済出資額(回転出資金に係る額を除く。以下同じ。)及びその払込みの年月日

2 理事は、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 組合員名簿が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第三節 管理

(定款に記載し、又は記録すべき事項)

第三十二条 組合の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合であつて、第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わない組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を、その他の非出資組合の定款には、第六号の事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度

七 経費の分担に関する規定

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

2 組合の定款には前項の事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載し、又は記録しなければならない。

3 主務大臣は、模範定款例を定めることができる。

（規約で定めうる事項）

第三十三条 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第三十三条の二 理事は、定款等（定款、規約、信用事業規程及び共済規程をいう。以下同じ。）を各事務所に備えて置かなければならない。規則等（漁業法第八条第一項の漁業権行使規則（以下単に「漁業権行使規則」という。）、同項の入漁権行使規則（以下単に「入漁権行使規則」という。）及び同法第二百二十九条第一項の遊漁規則（以下単に「遊漁規則」という。）、資源管理規程並びに沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第八条第二項の育成水面の区域（以下単に「育成水面」という。）及び同項の育成水面利用規則（以下単に「育成水面利用規則」という。）をいう。以下この条において同じ。）を定めたときも、同様とする。

2 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等又は規則等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款等又は規則等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

4 定款等又は規則等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における第二項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつとめている組合についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

(役員)

第三十四条 組合は、役員として理事及び監事を置かなければならない。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 第十一条第一項第四号の事業を行う組合には、役員として、信用事業を担当する常勤の理事を置かなければならない。この場合において、当

該理事のうち一人以上は、当該組合を代表する理事でないものでなければならない。

4 役員は、定款の定めるところにより、組合員（准組合員を除く。）が総会（設立当時の役員は、創立総会）においてこれを選挙する。ただし、定款の定めるところにより、役員（設立当時の役員を除く。）を総会外において選挙することができる。

5 役員の実選は、無記名投票によつてこれを行う。ただし、定款の定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の実数以内であるときは、投票を省略することができる。

6 投票は、一人につき一票とする。

7 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者（第五項ただし書の規定により投票を省略した場合は、当該候補者）をもつて当選人とする。

8 総会外において役員の実選を行うときは、投票所は、組合員の実選権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

9 役員は、第四項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員（准組合員を除く。）が総会（設立当時の役員は、創立総会）においてこれを選任することができる。

10 組合の理事の実数の少なくとも三分の二は、准組合員以外の組合員（法人にあつては、その役員）でなければならない。ただし、設立当時の理事の実数の少なくとも三分の二は、組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの（法人にあつては、その役員）でなければならない。

11 第十一条第一項第四号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）にあつては、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

12 第十一条第一項第四号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

（経営管理委員）

第三十四条の二 組合は、定款の定めるところにより、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員を置くことができる。

2 経営管理委員の実数は五人以上とし、当該実数の少なくとも四分の三は、准組合員以外の組合員（法人にあつては、その役員）でなければならない。

らない。ただし、設立当時の経営管理委員の定数の少なくとも四分の三は、組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの（法人にあつては、その役員）でなければならない。

3 経営管理委員を置く組合の理事の定数は、前条第二項の規定にかかわらず、三人以上とする。

4 前項の組合の理事は、前条第四項及び第九項の規定にかかわらず、第三十八条第一項の経営管理委員会が選任する。

5 前条第十項の規定は、第三項の組合には、適用しない。

（役員の資格）

第三十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者は、第十一条第一項第四号の事業を行う組合の役員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 金融商品取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号、第百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

（理事及び経営管理委員の忠実義務等）

第三十九条の二 理事（第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び總會（同条第三項の組合にあつては、總會及び経営管理委員会）の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会）の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、適用しない。

（決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等）

第四十条 理事は、農林水産省令で定めるところにより、組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合であつて第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わないものにあつては、財産目録）を作成しなければならない。

2 理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、非出資組合であつて第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わないものにあつては財産目録及び事業報告を、その他の組合にあつては貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 前二項の規定により作成すべきものは、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 理事は、第一項及び第二項の規定により作成したもの（事業報告及びその附属明細書を除く。第十三項において同じ。）を作成の日から十年間保存しなければならない。

5 第二項の規定により作成したものについては、農林水産省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査（第四十一条の二第一項に規定する特定組合にあつては、監事の監査及び同項の全国連合会の監査）を受けたものについては、理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）の承認を受けなければならない。

7 理事（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員）は、通常總會の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し前項の承認を受けたもの（監事の監査報告（第四十一条の二第一項に規定する特定組合にあつては、監事の監査報告及び同項の全国連合会の監査報告）を含む。以下この条において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

8 理事は、決算関係書類を通常總會に提出し、又は提供しなければならない。

9 理事は、決算関係書類を、通常総会の日の二週間前の日から五年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

10 理事は、決算関係書類の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として農林水産省令で定めるものをつているときは、この限りでない。

11 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

12 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

13 会社法第四百四十三条の規定は、第一項及び第二項の規定により作成したものについて準用する。

（事業別損益を明らかにした書面の作成等）

第四十一条 第十一条第一項第四号の事業を行う組合の理事は、事業年度ごとに、前条第二項の規定により作成すべきもののほか、主務省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により通常総会に提出し、又は提供する書面又は電磁的記録については、あらかじめ、理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事会及び経営管理委員会）の承認を受けなければならない。

（特定組合の監査）

第四十一条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。以下この条及び次条において「特定組合」という。）は、第四十条第二項の規定により作成したものについて、監事の監査のほか、主務省令で定めるところにより、第八十七条第八項に規定する全国連合会（以下この条及び次条において単に「全国連合会」という。）の監査を受けなければならない。この場合において、監査を行う全国連合会は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 特定組合の監事は、全国連合会に対して、その監査報告につき説明を求めることができる。

3 全国連合会は、第一項の監査について任務を怠つたときは、特定組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

4 全国連合会が第一項の監査に関する職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、全国連合会は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

5 全国連合会が、監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該全国連合会が当該記載又は記録をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

6 全国連合会が特定組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、特定組合の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

7 第三十九条の五第二項並びに会社法第三百八十一条第三項及び第四項、第三百九十七条第一項及び第二項、第三百九十八条第一項及び第二項並びに第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二号及び第五項、第八百五十条第四項並びに第八百五十一条を除く。）の規定は第一項の全国連合会について、同法第四百三十九条の規定は特定組合について準用する。この場合において、同法第三百八十一条第三項及び第四項中「子会社」とあるのは「子法人等（水産業協同組合法第二百二十二条第二項に規定する子法人等をいう。）」と、同法第三百九十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第三百九十八条第一項中「第三百九十六条第一項に規定する書類」とあるのは「水産業協同組合法第四十条第二項の規定により作成したもの」と、同法第四百三十九条中「第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類」とあるのは「水産業協同組合法第四十条第六項の承認を受けた貸借対照表、損益計算書その他漁業協同組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、「前条第二項」とあるのは「同法第四十八条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十一条の三 特定組合以外の組合は、定款で定めるところにより、第四十条第二項の規定により作成したものについて全国連合会の監査を受けることができる。この場合においては、当該組合を特定組合とみなして、同条第六項及び第七項並びに前条の規定を適用する。

（行政庁による一時理事若しくは代表理事の職務を行うべき者の選任又は総会の招集）

第四十三条 役員の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、一時理事の職務を行うべき者を選任し、又は役員（第三十四条の二第三項の組合にあつては、理事を除く。以下この項において同じ。）を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙させ若しくは選任させることができる。

2 第四十七条の六及び第四十七条の七の規定は、前項の総会の招集について準用する。

3 代表理事の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

（参事及び会計主任）

第四十五条 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会の議決によりこれを決する。

3 会社法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定は、参事について準用する。

第四十六条 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならぬ。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の招集)

第四十七条の二 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十七条の三 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事（第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員。第四項において同じ。）に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会（同条第三項の組合にあっては、経営管理委員会）は、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法（第十一条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第四十七条の四 総会は、理事（第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員。次項において同じ。）が招集する。

2 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

3 第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員及び監事の職務を行う者がいないときは、理事は、総会を招集しなければならない。

(総会の招集の通知等)

第四十七条の六 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の日の一週間前までに、組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

2 総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 総会においては、第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知した前条第一項第二号に掲げる事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

5 会社法第三百一条及び第三百二条の規定は、第一項及び第二項の通知について準用する。この場合において、同法第三百一条第一項中「第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「書面をもって議決権又は選挙権を行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第一項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権の」と、「議決権を」とあるのは「議決権又は選挙権を」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第二項」と、同法第三百二条第一項中「第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合」とあるのは「議決権を電磁的方法により行うことが定款で定められている場合」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第一項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第二項」と、同条第三項及び第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の六第二項」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(総会の議決事項)

第四十八条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約、資源管理規程、信用事業規程及び共済規程の設定、変更及び廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 事業の全部の譲渡若しくは第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号の事業（これに附帯する事業を含む。）の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転（その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するもの（以下「包括移転」という。）に限る。）

六 財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして

農林水産省令で定めるもの並びに事業報告

七 毎事業年度内における借入金の上限度

八 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

九 漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止

十 漁業権又はこれに関する物権に関する不服申立て、訴訟の提起又は和解

十一 育成水面の設定、変更及び廃止

十二 育成水面利用規則の制定、変更及び廃止

2 定款の変更（軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第六十三条第二項、第六十四条及び第六十五条の規定を準用する。

4 組合は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

5 共済規程の変更であつて、その変更に係る第十一条第一項第十一号の事業が、その変更の前後を通じ、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を共済水産業協同組合連合会の共済に付することを条件として実施されるものについては、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。

（特別決議事項）

第五十条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散又は合併

三 組合員の除名

三の二 事業の全部の譲渡、信用事業若しくは第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号の事業（これに附帯する事業を含む。）の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

六 第三十九条の六第四項の規定による責任の免除

(総会の部会)

第五十一条の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権に係る同法第十一条に規定する地元地区(当該組合の地区である区域に限る。)又は当該共同漁業権に係る同条に規定する関係地区(当該組合の地区である区域に限る。)ごとに総会の部会を設け、当該特定区画漁業権又は共同漁業権に関し、第四十八条第一項第八号から第十号までに掲げる事項(同項第九号に掲げる事項にあつては、漁業権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

2 総会の部会は、その部会の設けられる前項の地元地区又は関係地区の区域内に住所又は事業場を有する組合員(准組合員を除く。)で組織する。

3 総会の部会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 議長は、総会の部会において、その都度これを選任する。

5 議長は、総会の部会を組織する組合員として当該部会の議決に加わる権利を有しない。

6 次の事項は、総会の部会を組織する組合員の総数の半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上が出席し、その議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の多数による議決を必要とする。

一 特定区画漁業権若しくは共同漁業権又はこれらに関する物権の設定、得喪又は変更

二 漁業権行使規則の制定、変更及び廃止

7 第二十一条、第四十七条の三から第四十七条の六まで、第五十条の二から前条まで並びに第二百二十五条第一項及び第三項の規定は、総会の部会について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「議決権並びに役員及び総代の選挙権」とあるのは「議決権」と、同条第二項中「第四十七条の六第一項又は第二項(これらの規定を第四十三条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第五十一条の二第七項

において準用する第四十七条の六第一項又は第二項」と、「議決権又は選挙権（以下「議決権等」という。）」とあるのは「議決権」と、同条第四項及び第七項中「議決権等」とあるのは「議決権」と、第四十七条の三第二項中「組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、第二百五条第一項中「組合員（第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第百条の三第三号若しくは第四号の規定による会員を除く。）が総組合員（第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第百条の三第三号若しくは第四号の規定による会員を除く。）とあるのは「議決又は選挙若しくは当選決定」とあり、及び「議決又は選挙若しくは当選」とあるのは「議決」と、「決議又は選挙若しくは当選」とあるのは「決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（出資一口の金額の減少）

第五十三条 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、組合の債権者の閲覧に供するため、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 出資一口の金額の減少の内容

二 前項の財産目録及び貸借対照表に関する事項として農林水産省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、出資組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二百二十一条第二項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第五十四条 債権者が前条第二項第三号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するお

それがないときは、この限りでない。

- 3 会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六條第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（信用事業の譲渡又は譲受け）

- 第五十四条の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、その信用事業の全部又は一部を同号の事業を行う他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下この条及び次条において「信用事業実施組合」という。）に譲り渡すことができる。

- 2 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、信用事業実施組合の信用事業（第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第九十七条第一項において準用する第十一条の四第二項に規定する信用事業を含む。次条において同じ。）の全部又は一部を譲り受けることができる。
- 3 前二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 4 第一項に規定する組合がその信用事業の全部又は一部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

- 5 前項の規定による公告がされたときは、同項の組合の債務者に対して民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもつて確定日付とする。

- 6 前二条の規定は、第一項及び第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについて準用する。この場合において、第五十三条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをする旨」と読み替えるものとする。
- 7 第一項の規定により組合がその信用事業の全部の譲渡をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るとともに、信用事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならない。

第五十四条の三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合が信用事業実施組合の信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が当該譲受けを行う組合の純資産の額として農林水産省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えないときの前条第二項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会）」とする。

2 前項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合には、当該譲受けを約した日から二週間以内に、当該譲受けに係る契約の相手方である信用事業実施組合の名称及び住所並びに同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けをする旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

3 第一項に規定する組合の総組合員（准組合員を除く。）の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行つたときは、第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

（共済事業の譲渡等）

第五十四条の四 第十一条第一項第十一号の事業（これに附帯する事業を含む。以下この条及び第三百三十条第一項第二十九号において「共済事業」という。）を行う組合が共済契約の全部又は一部を移転するとき（その一部を移転する場合にあつては、包括移転を行うときに限る。）は、共済事業を行う他の組合又は共済水産業協同組合連合会に対し、契約をもつてしなければならない。

2 前項の規定により共済契約の全部又は一部を移転する組合は、同項に規定する契約をもつてその共済事業に係る財産を移転することを定めることができる。

3 第五十三条及び第五十四条の規定は、共済事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する共済事業に係る財産の移転について準用する。この場合において、第五十三条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「共済事業の全部若しくは一部の譲渡又は共済事業に係る財産の移転をする旨」と読み替えるものとする。

4 第五十四条の二第七項の規定は、第四十八条第一項第五号の規定による議決を経てその共済事業の全部を譲渡した組合及びその共済契約の全部を移転した組合について準用する。

(準備金及び繰越金)

第五十五条 組合（非出資組合であつて、第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わないものを除く。第七項及び次条において同じ。）は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（第十一条第一項第四号の事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を利益準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める利益準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一（第十一条第一項第四号の事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。

3 出資組合は、次に掲げる金額を資本準備金として積み立てなければならない。

一 出資一口の金額の減少により減少した出資の額が、持分の払戻しとして当該出資組合の組合員に支払った金額及び損失のてん補に充てた金額を超えるときは、その超過額

二 合併によつて消滅した組合から承継した財産の価額が、当該組合から承継した債務の額及び当該組合の組合員に支払った金額並びに合併後存続する出資組合の増加した出資の額又は合併によつて設立した出資組合の出資の額を超えるときは、その超過額

4 前項第二号の超過額のうち、合併によつて消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併の直前において留保していた利益の額に相当する金額は、同項の規定にかかわらず、これを資本準備金に繰り入れないことができる。この場合においては、その利益準備金の額に相当する金額は、これを合併後存続する出資組合又は合併によつて設立した出資組合の利益準備金に繰り入れなければならない。

5 第一項の利益準備金及び第三項の資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

6 利益準備金をもつて損失のてん補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもつてこれに充てることはできない。

7 組合は、第十一条第一項第二号及び第十三号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金の配当)

第五十六条 組合の剰余金の配当は、事業年度終了の日における農林水産省令で定める方法により算定される純資産の額から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一 出資総額

二 前条第一項の利益準備金及び同条第三項の資本準備金の額

三 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない利益準備金の額

四 前条第七項の繰越金の額

五 その他農林水産省令で定める額

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年八パーセント以内において政令で定める割合を超えない範囲内において払込済出資額に応じ、又は組合事業の利用者にその事業の利用分量の割合に応じて、これをしなければならない。

第四節 設立

(組合の持分取得の禁止)

第五十八条 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第五十八条の三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所（主として信用事業以外の事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

6 第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、貯金者その他の信用事業の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知らるために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(設立準備会)

第六十条 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第六十一条 設立準備会においては、出席した組合員（准組合員を除く。）となろうとする者の中から、定款の作成に当るべき者（以下「定款作成委員」という。）を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

2 定款作成委員は、二十人（業種別組合にあつては、十五人）以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、出席した組合員（准組合員を除く。）となろうとする者の過半数の同意をもつて、これを決する。

(設立の認可)

第六十四条 行政庁は、前条第一項の認可の申請があつたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。

二 事業を行なうために必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

第六十五条 第六十三条第一項の認可の申請があつたときは、行政庁は、申請書を受領した日から二箇月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は

、行政庁に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 行政庁が第六十三条第二項の規定により報告書提出の要求を発したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、これを第一項の期間に算入しない。

4 行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

第五節 解散及び清算

(合併の手続)

第六十九条 組合が合併しようとするときは、総会の議決を経て、政令で定める事項を定めた合併契約を締結しなければならない。

2 合併は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第十一条第一項第四号の事業を行う組合にあつては第六十三条第二項の規定を、その他の組合にあつては同項、第六十四条及び第六十五条の規定を準用する。

4 第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項の規定は、出資組合の合併について準用する。この場合において、第五十三条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは、「合併をする旨」と読み替えるものとする。

第六十九条の二 合併によつて消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。以下この項及び第四項において同じ。）の数が合併後存続する組合の総組合員の数の五分の一（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合。以下この項において同じ。）を超えない場合であつて、かつ、合併によつて消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一を超えない場合における合併後存続する組合の合併についての前条第一項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会）」とする。

2 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う合併後存続する組合は、その旨を前条第一項の合併契約に定めなければならない。

3 合併後存続する組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合においては、合併後存続する組合は、前条第一項の合併契約を締結した日から二週間以内に、合併によつて消滅する組合の名称及び住所、合併を行う時期並びに第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

4 合併後存続する組合の総組合員の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行つたときは、第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行うことはできない。

第六十九条の三 次の各号に掲げる組合の理事は、当該各号に定める期間、第六十九条第一項の合併契約の内容その他農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

一 合併によつて消滅する組合 第六十九条第一項の総会の日の二週間前の日から合併の登記の日まで

二 合併後存続する組合 第六十九条第一項の総会（前条第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会（第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会）の日の二週間前の日から合併の登記の日後六箇月を経過する日まで

三 合併によつて設立する組合 合併の登記の日から六箇月間

2 前項各号に掲げる組合の組合員及び当該組合の債権者は、当該組合の業務時間内は、いつでも、当該組合に係る同項の書面又は電磁的記録について、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組合員及び当該組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

第七十条 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員（准組合員を除く。）の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員（合併によつて設立する組合が第三十四条の二第三項の組合であるときは、理事を除く。）を選任し、その他設立に必要な行為を

しなければならない。

- 2 前項の規定による役員のうち、理事の選任については、第三十四条第十項本文の規定を、経営管理委員の選任については、第三十四条の二第二項本文の規定を準用する。

- 3 第一項の規定による設立委員の選任には、第五十条の規定を準用する。

（清算事務）

第七十五条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供してその承認を求めなければならない。

- 2 第三十四条の二第三項の組合の清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、非出資組合にあつては財産目録及び財産処分の方法、出資組合にあつては財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

第七十六条 清算人は、清算事務を終了した後遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、決算報告を作成し、これを総会に提出し、又は提供してその承認を求めなければならない。

- 2 第三十四条の二第三項の組合の清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、決算報告について経営管理委員会の承認を受けなければならない。

- 3 会社法第五百七条第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

（清算に関する会社法等の準用）

第七十七条 会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条の規定は組合の清算について、第三十一条の二、第三十三条の二、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の五第四項及び第五項、第三十六条、第三十七条、第三十八条第五項及び第六項、第三十九条（第二項を除く。）、第三十九条の二、第三十九条の三第二項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項から第三項まで、第三十九条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第四十条（第一項及び第十項を除く。）、第四十二条の二、第四十七条、第四十七条の三第二項か

ら第四項まで、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第五十条の二並びに第五十条の四第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は組合の清算人について準用する。この場合において、第三十九条の六第十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第四十条第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第七十七条において準用する同法第三十九条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三章 漁業生産組合

（組合の事業と組合員との関係）

第八十条 組合員の三分の二以上は、組合の営む事業に常時従事する者でなければならない。

第八十一条 組合の営む事業に常時従事する者の二分の一以上は、組合員でなければならない。

（定款に記載し、又は記録すべき事項）

第八十三条 組合の定款には、第三十二条第一項第一号、第二号、第四号から第六号まで及び第八号から第十二号までの事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 前項の定款には、第三十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

（準用規定）

第八十六条 第七十九条から第八十二条の二までに規定するもののほか、第十九条第三項から第五項まで、第二十条、第二十一条第一項本文及び第二項から第七項まで、第二十三条並びに第二十六条から第三十一条までの規定は、組合の組合員について準用する。

2 前三条に規定するもののほか、第三十三条、第三十三条の二、第三十四条第一項、第二項、第四項本文、第五項から第七項まで、第九項及び第十項、第三十四条の三、第三十四条の五第五項、第三十五条、第三十九条の二第一項、第三十九条の六（第二項を除く。）、第四十条（第六項を除く。）、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十二条の二前段、第四十三条第一項及び第二項、第四十五条から第四十七条まで、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四第一項及び第二項、第四十七条の五第一項、第四十七条の六、第四十七条の七、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十条、第五十条の三、第五十条の四、第五十三条、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の五、第五十四条の六、第五十五条第一項から第六項まで、第五十七条並びに第五十八条並びに民法第六十条、第六十一条第一項及び第六十六条の規定は組合の管理について、同法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十五条までの規定は理事について、同法第五十九条の規定は監事について準用する。この場合において、第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十条第七項中「前項の承認を受けた」とあるのは「第二項の規定により作成した」と、第四十二条第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五条第二項中「理事会の議決」とあるのは「理事の過半数」と、第四十六条第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第三項及び第四十七条の三第二項中「理事会」とあるのは「理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第二十一条第一項本文、第四十九条第二項及び第三項、第五十条の三、第五十条の四、第五十九条から第六十一条まで、第六十二条第一項から第五項まで並びに第六十三条から第六十七条まで並びに民法第六十六条の規定は、組合の設立について準用する。この場合において、第五十条の三中「第四十七条の五及び第四十七条の六」とあるのは「第八十六条第三項において準用する第六十二条第一項及び第二項」と、第五十九条条中「二十人（第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人）」とあり、及び第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第六十八条、第六十九条、第六十九条の三から第七十四条まで、第七十五条第一項及び第七十六条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、会社法第五百二条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

6 行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四章 漁業協同組合連合会

（事業の種類）

第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- 三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 四 所属員の貯金又は定期積金の受入れ
- 五 所属員の事業に必要な物資の供給

- 六 所属員の事業に必要な共同利用に関する施設
- 七 所属員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 八 漁場の利用に関する施設（漁業の安定的な利用関係の確保のための連合会を間接に構成する者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）
- 九 船だまり、船揚場、漁礁その他所属員の漁業に必要な設備に関する施設
- 十 会員の監査及び指導
- 十一 所属員の遭難防止又は遭難救済に関する施設
- 十二 所属員の福利厚生に関する施設
- 十三 連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育及び所属員に対する一般的情報の提供に関する施設
- 十四 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十五 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあつせん
- 十六 前各号の事業に附帯する事業
- 2 会員に出資をさせない連合会（以下この章において「非出資連合会」という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第三号又は第四号の事業を行うことができない。
- 3 第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業又は次項、第五項若しくは第六項の事業のほか、他の事業を行うことができない。
- 4 第一項第四号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
 - 一 手形の割引
 - 二 為替取引
 - 三 債務の保証又は手形の引受け
 - 三の二 有価証券の売買等
 - 四 有価証券の貸付け
- 五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

- 六 有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募の取扱い
- 七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
- 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 九の二 振替業
- 十 両替
- 十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 十二 前各号の事業に附帯する事業
- 5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
 - 一 金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第三十三条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）
 - 二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為
 - 三 金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
- 6 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。
 - 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業
 - 二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
- 7 連合会が前項第二号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。
- 8 第一項第十号に規定する会員の監査の事業を行う連合会であつて、全国の区域を地区とし、かつ、同項第四号の事業を行う連合会を会員とするもの（次条において「全国連合会」という。）は、同項第十号に規定する会員の監査の事業のほか、第四十一条の二第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定組合の監査の事業を行うものとする。

9 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその施設（第四項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号、第五項並びに前項の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度において所属員及び他の連合会の所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員及び他の連合会の所属員の利用する事業の分量の総額を超えてはならない。

10 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を所属員とみなす。

一 第一項第三号の事業 所属員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第四号の事業 所属員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第十二号の事業 所属員と世帯を同じくする者

11 連合会は、第九項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつているもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を抛出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（子会社の範囲等）

第八十七条の三 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としてはならない。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営むもの

二 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。次項において同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項において「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同法第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項において「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二十一条第一号に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第十七条に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為

四 信託業法第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの（次項第六号において「信託専門会社」という。）

五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該連合会、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該連合会の証券子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ 証券専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該連合会の証券子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 信託専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連

合会又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの
六 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの（次条第三項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

七 前各号に掲げる会社のみを子会社とする私的独占禁止法第九条第五項第一号に規定する持株会社で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

二 金融関連業務 第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業、有価証券関連業務又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第四号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

五 証券子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

六 信託子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）

ロ 信託専門会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ニ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

3 第十七条の二第二項の規定は、第一項の連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七条の三第

一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

4 第一項の連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十項並びに次条第一項において同じ。）又は第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定により第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、認可対象会社が、第一項の連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により当該連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該連合会は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第四項の規定は、第一項の連合会が、その子会社として同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

7 第一項の連合会は、第四項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

8 第一項の連合会が認可対象会社を子会社としてしている場合には、当該連合会の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

9 第一項の連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第一項第五号又は第六号に掲げる会社（認可対象会社を除く。）を子会社としようとするとき（第九十二条第三項において準用する第五十条の二第三項又は第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定による認可を受けて第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。）。

二 その子会社が子会社でなくなつたとき（第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項の規定による認可を受けて同条第一項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。）。

三 認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

10 第一項第五号又は第四項の場合において、会社が主として連合会、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業若しくは営む業務又は連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

11 連合会が第八十七条第六項の規定により信託業務に係る事業を行う場合における第一項第五号の規定の適用については、同号イ及びハ中「当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社」とあるのは、「当該連合会又はその信託子会社等が合算して、当該連合会の子会社」とする。

（議決権の取得等の制限）

第八十七条の四 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号までに掲げる会社、従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社（同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるもの）に、それぞれ限るものとする。）及び同条第一項第七号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 第十七条の三第二項から第七項までの規定は、前項の連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権をその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同項第一号中「当該組合が」とあるのは「当該連合会が第八十七条の三第四項の認可を受けて同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「その」とあるのは「その子会社とした日又はその」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第八十七条の四第一項及び同条第二項にお

いて準用する第十七条の三第二項から前項まで」と、「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と読み替えるものとする。

- 3 第一項の場合及び前項において準用する第十七条の三第二項から第七項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の連合会の子会社に該当しないものとみなす。

(発起人)

第九十一条 連合会を設立するには、二以上の組合、漁業生産組合又は連合会が発起人となることを必要とする。

(解散事由)

第九十一条の二 連合会は、次の事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 連合会の合併
- 三 連合会についての破産手続開始の決定
- 四 存立時期の満了
- 五 第二百二十四条の二の規定による解散の命令
- 六 会員（准会員を除く。以下この条及び次条（同条第一項第一号を除く。）において同じ。）がいなくなつたこと。
- 2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の申請があつた場合には、第六十三条第二項、第六十四条（第二号を除く。）及び第六十五条の規定を準用する。
- 4 会員が一人になつた連合会は、第一項の事由によるほか、次の事由により解散する。
 - 一 次条の規定による権利義務の承継があつたこと。
 - 二 次条第二項において準用する第六十九条第二項の認可の申請につき不認可の処分があつたこと。
 - 三 次条第三項の期間内に同条第二項において準用する第六十九条第二項の認可の申請がなかつたこと。
- 5 連合会は、会員がいなくなつたこと又は前項第三号に掲げる事由によつて解散したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(連合会の権利義務の包括承継)

第九十一条の三 会員が一人になった連合会の会員たる組合、漁業生産組合又は連合会（以下この条において「組合等」という。）は、会員が一人になった連合会の権利義務（当該連合会がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該連合会が会員に出資をさせる連合会である場合において、その会員に准会員があるとき。
- 二 当該組合等の当該連合会に対して有する持分が第三者の権利の目的となつているとき。
- 2 第五十条、第六十九条、第六十九条の三、第七十一条及び第七十二条の二の規定は前項の規定による権利義務の承継について、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は前項の規定による権利義務の承継の無効の訴えについて準用する。この場合において、第六十九条第三項中「第六十五条」とあるのは「第六十五条第一項から第四項まで」と、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「組合員、理事、経営管理委員、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項ただし書中「取締役、」とあるのは「理事、経営管理委員、」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 前項において準用する第六十九条第二項の認可の申請は、当該連合会の会員が一人になった日から六月以内にしなければならない。
- 4 第一項の規定による権利義務の承継があつたときは、被承継人たる連合会は、その時に消滅する。

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、第十一条の二から第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで及び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第二項中「前条第一項第一号」とあるのは「第八十七条第一項第一号」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の六の二から第十一条の六の四まで、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当

する組合にあつては、千万円」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第八十七条第一項第三号及び第四号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第四項から第六項まで」と、第十一条の五中「第十一条第九項」とあるのは「第八十七条第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所属員及び他の連合会の所属員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第八十七条第一項第七号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第八十七条第一項第十四号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第八十八条及び第八十九条に規定するもののほか、第十九条から第二十条まで及び第二十二条から第三十一条の二までの規定は、連合会の会員について準用する。

3 第三十二条から第三十三条の二まで、第三十四条第一項から第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項から第十二項まで、第三十四条の二から第四十条まで、第四十一条の二から第四十七条の七まで、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条の三まで並びに第五十四条の五から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十二条第一項、第四十条第一項及び第二項並びに第五十五条第一項中「第十一条第一項第五号から第七号まで」とあるのは「第八十七条第一項第五号から第七号まで」と、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十四条の四第二項、第三十四条の五第一項、第四十一条の二第二項、第五十四条の二第二項及び第二項、第五十四条の三第一項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八条の二第二項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第三十四条第六項中「一人」とあるのは「一人（第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第十項及び第三十四条の二第二項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第三十四条第十一項及び第十二項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、同条第十一項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の二第二項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会（」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会の行う事業を除く。）」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは「第八十七条第一項第

五号若しくは第七号」と、第五十二条第七項及び第八項中「事項」とあるのは「事項若しくは第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十三号」とあるのは「第八十七条第一項第二号及び第十三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第九十一条に規定するもののほか、第六十条から第六十七条の二までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第六十条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「二人」と、第六十二条第六項中「第二十一条第一項、第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条の二から第五十条の四まで」とあるのは「第四十九条第二項及び第三項、第五十条の二から第五十条の四まで並びに第八十九条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前二条に規定するもののほか、第六十九条から第七十七条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項本文及び第三十四条の二第二項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第七十四条中「及び破産手続開始の決定」とあるのは「、破産手続開始の決定及び第九十一条の二第四項第一号に掲げる事由」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 水産加工業協同組合

（事業の種類）

第九十三条 水産加工業協同組合（以下この章及び次章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 四 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設
- 五 組合員の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 六 組合員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査に関する施設
- 六の二 組合員の共済に関する施設

七 組合員の福利厚生に関する施設

八 水産物の製造加工に関する経営及び技術の向上並びに組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十 前各号の事業に附帯する事業

2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

三の二 有価証券の売買等

四 有価証券の貸付け

五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募の取扱い

七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

九の二 振替業

十 両替

十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十二 前各号の事業に附帯する事業

3 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

一 金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還

及び利息の支払について保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第三十三条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為

三 金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。

一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業

二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

5 組合が前項第二号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

6 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第二項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号並びに第三項の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。

7 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。

一 第一項第一号の事業 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二 第一項第二号の事業 組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三 第一項第六号の二及び第七号の事業 組合員と世帯を同じくする者

8 組合は、第六項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつているもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（準用規定）

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の三から第十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二及び第十七条の三の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の六の二から第十一条の六の四まで、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項、第十一条の九、第十一条の十、第十七条の二第一項及び第十七条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第二項から第四項まで」と、第十一条の五中「第十一条第九項」とあるのは「第九十三条第八項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の二第一項及び第十五条の三から第十五条の五までの規定中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の二第一項第二号中「第十一条第一項第三号又は第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号又は第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第九十四条から前条までに規定するもののほか、第十九条第三項から第五項まで、第十九条の二、第二十条、第二十一条第一項本文及び第二項から第七項まで並びに第二十二条から第三十一条の二までの規定は、組合の組合員について準用する。

3 第三十二条から第三十四条まで、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の五第一項、第二項及び第五項、第三十五条、第三十六条第一項から第三項まで、第三十七条、第三十九条から第三十九条の四まで、第三十九条の五（第四項を除く。）、第三十九条の六から第四十一条の三まで、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十二条の二から第四十七条の三まで、第四十七条の四第一項及び第二項、第四十七条の五から第五十一条まで並びに第五十二条から第五十八条の三までの規定は、組合の管理について準用する。この場合において、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十四条の四第二項、第三十四条の五第一項、第四十一条第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項、第五十四条の三第一項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中「第十一項第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第四十七条中「漁業及び」とあるのは「水産加工業及び」と、「漁業協同組合連合

会」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第三号、第五号若しくは第六号の二」と、第四十八条第五項及び第五十四条の四第一項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十三号」とあるのは「第九十三条第一項第八号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第五十九条から第六十七条の二までの規定は、組合の設立について準用する。この場合において、第五十九条中「二十人（第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人）」とあり、及び第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは、「十五人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第六十八条から第七十四条の二まで、第七十五条第一項、第七十六条第一項及び第三項並びに第七十七条の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「十五人」と、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章 水産加工業協同組合連合会

（事業の種類）

第九十七条 水産加工業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業に必要な資金の貸付け
- 二 所属員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三 所属員の事業に必要な物資の供給
- 四 所属員の事業に必要な共同利用に関する施設
- 五 所属員の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 六 所属員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査に関する施設
- 七 会員の監査及び指導
- 八 所属員の福利厚生に関する施設

九 水産物の製造加工に関する経営及び技術の向上並びに連合会の事業に関する所屬員の知識の向上を図るための教育並びに所屬員に対する一般的情報の提供に関する施設

十 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十一 前各号の事業に附帯する事業

2 前項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業又は次項、第四項若しくは第五項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

3 第一項第二号の事業を行う連合会は、所屬員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

三の二 有価証券の売買等

四 有価証券の貸付け

五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募の取扱い

七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

九の二 振替業

十 両替

十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十二 前各号の事業に附帯する事業

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

- 一 金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第三十三条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）
- 二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為
- 三 金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
- 5 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。
 - 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業
 - 二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
- 6 連合会が前項第二号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。
- 7 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその施設（第三項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号並びに第四項の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度において所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員が利用する事業の分量の総額の五分の一を超えてはならない。
- 8 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を所属員とみなす。
 - 一 第一項第一号の事業 営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるその者
 - 二 第一項第二号の事業 営利を目的としない法人
 - 三 第一項第八号の事業 所属員と世帯を同じくする者
- 9 連合会は、第七項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。
 - 一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの
 - 二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつているもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を抛出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（準用規定）

第百条 2 第九十八条及び第九十八条の二に規定するもののほか、第十九条第三項から第五項まで、第十九条の二、第二十条、第二十二条から第三十一条の二まで及び第九十五条の規定は、連合会の会員について準用する。

3 第三十二条から第三十三条の二まで、第三十四条第一項から第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項から第十二項まで、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の五第一項、第二項及び第五項、第三十五条、第三十六条第一項から第三項まで、第三十七条、第三十九条から第三十九条の四まで、第三十九条の五（第四項を除く。）、第三十九条の六、第四十条、第四十一条の二、第四十一条の三、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十二条の二から第四十七条の三まで、第四十七条の四第一項及び第二項、第四十七条の五から第四十七条の七まで、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条の三まで並びに第五十四条の五から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十四条の四第二項、第三十四条の五第一項、第四十一条の二第二項、第五十四条の三第一項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第三十四条第六項中「一人」とあるのは「一人（第九十八条の二第二項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第十項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、同条第十一項及び第十二項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、同条第十一項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の二第二項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会（）」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所屬員の営む水産加工業並びに当該連合会の所屬員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の行う事業を除く。）」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一

条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは「第九十七条第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二条第七項中「事項」とあるのは「事項若しくは第百条第五項において準用する第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十三号」とあるのは「第九十七条第一項第九号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前条に規定するもののほか、第六十条から第六十七条の二までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「二人」と、第六十二条第六項中「第二十一条第一項、第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条の二から第五十条の四まで」とあるのは「第四十九条第二項及び第三項、第五十条の二から第五十条の四まで並びに第九十八条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第六十九条から第七十四条の二まで、第七十五条第一項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条、第九十一条の二並びに第九十一条の三の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、第七十四条中「及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定及び第百条第五項において準用する第九十一条の二第四項の規定に基づく同項第一号に掲げる事由」と、第九十一条の三第一項中「組合、漁業生産組合又は連合会」とあるのは「組合又は連合会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章の二 共済水産業協同組合

（事業の種類）

第百条の二 共済水産業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の共済に関する施設

二 前号の事業に附帯する事業

2 連合会は、定款の定めるところにより、所属員以外の者にその施設を利用させることができる。ただし、一事業年度において所属員及び他の連合会の所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員及び他の連合会の所属員が利用する事業の分量の総額を超えてはならない。

3 第一項第一号の事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、所属員と世帯を同じくする者は、これを所属員とみなす。

(会員たる資格)

第百条の三 連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 当該連合会の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は連合会

二 当該連合会の地区内に住所を有する漁業生産組合

三 当該連合会の地区内に住所を有し、かつ、法律に基づいて設立された協同組合であつて、前二号の者の事業と同種の事業を行うもの

四 第一号の者が主たる出資者又は構成員となつて法人(同号及び前号に掲げる者を除く。)

(議決権及び選挙権)

第百条の四 会員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第三号及び第四号の規定による会員(以下この章において「准会員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 会員の議決権及び選挙権については、第八十九条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「組合」とあるのは「漁業協同組合又は水産加工業協同組合」と、「連合会である場合」とあるのは「漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又は連合会である場合」と読み替えるものとする。

(発起人)

第百条の五 連合会を設立するには、二以上の漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は連合会が発起人となることを必要とする。

第七章 登記等

(設立の登記の申請)

第百十五条 組合の設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資組合にあつては出資総口数及び出資の第一次の払込みのあつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 合併による組合の設立の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併によつて消滅する組合の主たる事務所があるときは、この限りでない。

3 合併による出資組合の設立の登記の申請書には、前二項の書面のほか、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告。次条第二項において同じ。）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（事務所新設、移転及び設立の登記事項変更の登記の申請）

第百十六条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第一百一条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少又は出資組合の合併若しくは承継による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十三条第二項（第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十一条の三第二項（第一百条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者のあるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少をし、若しくは合併若しくは承継をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前条第二項の規定は、組合の合併又は承継による変更の登記について準用する。

（公告の方法等）

第百二十一条 組合は、公告の方法として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない。

2 組合は、公告の方法として、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。ただし、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告

3 組合が前項第三号に掲げる方法を公告の方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 組合が当該組合の事務所の掲示場に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一箇月を経過する日

5 会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定は、組合がこの法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合について準用する。この場合において、会社法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条第四項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七章の二 特定信用事業代理業

(適用除外)

第二百二十一条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

2 銀行等が前項の規定により特定信用事業代理業を行う場合においては、当該銀行等を特定信用事業代理業者とみなして、第十一条の六の三（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）、前条第三項、第二百二十一条の五、第二百二十二条第二項及び第二百二十七条第二項の規定、次条第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して特定信用事業代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、特定信用事業代理業を行おうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

（特定信用事業代理業に関する銀行法の準用）

第二百一十一条の四 銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項、第五十二条の四十五の二から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十一を除く。）、第五十三条第四項及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属組合について、銀行代理業に係るものにあつては特定信用事業代理業について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等契約」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の二第二項第二号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「水産業協同組合法第二百一

十一條の五」と、同法第五十二條の五十一第一項中「第二十條第一項及び第二項並びに第二十一條第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所屬銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二條の二十八及び第五十二條の二十九第一項」とあるのは「水産業協同組合法第五十八條の三第一項及び第二項（これらの規定を同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第一百條第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八章 監督

（報告の徴収）

第二百二十二條 行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。

2 行政庁は、組合（漁業生産組合を除く。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等（子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 前項に規定する「子会社」とは、組合（漁業生産組合を除く。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

4 第十一條の六第三項の規定は、前項の場合において組合（漁業生産組合を除く。）又はその子会社が有する議決権について準用する。

5 組合（漁業生産組合を除く。）の子法人等又は信用事業受託者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（業務又は会計状況の検査）

第二百二十三條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、

信用事業規程若しくは共済規程に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反する疑いがあると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 行政庁は、出資組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。

5 行政庁は、前各項の規定により組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等又は信用事業受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 前項の検査については、前条第五項の規定を準用する。

（法令等の違反に対する措置）

第二百二十四条 行政庁は、第二百二十二条の規定による報告を徴した場合又は第二百二十三条の規定による検査を行った場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

3 行政庁は、組合が信用事業規程又は共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十一条の四第一項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は第十五条の二第一項（第九十六条第一項及び第百条の六第一項において準用する場合を含む。）の認可を取り消すことができる。

（決議、選挙又は当選の取消し）

第二百二十五条 組合員（第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第百条の三第三号若しくは第四号の規定による会員を除く。）が総組合員（第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第百条の三第三号若しくは第四号の規定による会員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立総会の場合にこれを準用する。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（認可等の条件）

第二百二十六条の二 この法律の規定による認可、許可又は承認（次項において「認可等」という。）には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

（農林水産省令等への委任）

第二百二十六条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令（信用事業又は倉荷証券に関するものについては、主務省令）で定める。

（監督行政庁等）

第二百二十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、第七十二条（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）及び第九十一条の三第一項（第百条第五項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合（漁業生産組合を除く。）並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工

業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会については主務大臣、その他の組合については、主たる事務所を管轄する都道府県知事（第一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の信用事業に関する第二百二十三条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要があると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事）とする。

2 この法律（第八項に規定する規定を除く。）における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合及び特定信用事業代理業者にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣（第十一条の六第一項第一号及び第二号（これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準並びに第十一条の八第一項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する同一人に対する信用の供与等（第六項において「信用の供与等」という。）の額に関する第二百二十三条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣）とする。

3 第二百二十二条及び第二百二十三条に規定する行政庁の権限（前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。）並びに第二百二十一条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三及び第五十二条の五十四第一項に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書の規定にかかわらず、農林水産大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

4 内閣総理大臣は、第二項ただし書又は前項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

5 農林水産大臣は、第三項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

6 第二百二十三条の二第一項及び第二項に規定する行政庁の権限は、組合若しくは組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況又は信用の供与等の状況に照らし信用秩序の維持を図るため特に必要なものとして政令で定める事由に該当する場合には、第二項ただし書の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行使用することを妨げない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使用するときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

8 第十二条第一項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）において読み替えて準用する倉庫業法第八条第二項、第十二条第二項、第二十二條及び第二十七條第一項に規定する主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

9 第十二条第四項において読み替えて準用する倉庫業法第二十七条第一項に規定する主務大臣の権限は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣及び国土交通大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

10 農林水産大臣は、前項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を国土交通大臣に通知するものとする。

11 国土交通大臣は、第九項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

12 この法律における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する倉庫業法第十二条の主務省令は、農林水産省令・国土交通省令とし、第百二十三条の二第四項の主務省令は、農林水産省令・内閣府令・財務省令とする。

13 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

14 この法律による農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融庁長官に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長（金融庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）に委任することができる。

15 この法律による農林水産大臣の権限及び第十三項の規定により金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（財務大臣への通知）

第二百二十七条の三 内閣総理大臣は、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第十一条の四第一項又は第三項（同項の規定にあつては、信用事業規程の廃止に係る場合に限る。）（これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可

二 第六十四条の規定による設立の認可

三 第六十八条第二項（第九十六条第五項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項（第九十一条の三第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）又は第九十一条の第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可

四 第九十一条の二第四項第二号（第百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する不認可の処分

五 第二百二十三条の二第一項若しくは第二項又は第二百二十四条第一項若しくは第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含み、信用事業に関するものに限る。）

六 第二百二十四条第三項の規定による第十一条の四第一項の認可の取消し

七 第二百二十四条の二の規定による解散の命令

（事務の区分）

第二百二十七条の五 この法律（第二百二十七条第十五項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第九章 罰則

第二百二十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は百万円以下の罰金（第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法に正条がある場合には、これを適用しない。

第二百二十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条の六の二（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者

二 第十一条の六の四（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は第二百二十一条の五において

て準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

三 第二百二十一条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで特定信用事業代理業を行った者

四 不正の手段により第二百二十一条の二第一項の許可を受けた者

五 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わせた者

第二百二十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十八条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

二 第五十八条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第五十八条の三第四項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

三 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行った者

五 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金（第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合若しくはその子法人等又は信用事業受託者に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

- 一 第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第二百二十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第二百二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十九条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
- 二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者
- 三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
- 四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第二百二十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二百一十一条第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

二 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

四 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第二百二十九条の四 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百二十八条の二第二号又は第二百二十八条の三 三億円以下の罰金刑

二 第二百二十八条の四第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号又は第二百二十九条の二 二億円以下の罰金刑

三 第二百二十九条 五十万円以下の罰金刑（第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合若しくはその子法人等又は信用事業受託者にあつては、二億円以下の罰金刑）

四 第二百二十九条の二の二 一億円以下の罰金刑

五 第二百二十八条の二（第二号を除く。）、第二百二十八条の四第四号又は前二条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百二十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二百一十一条第五項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第二百一十一条第五項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は同法第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第二百三十条 次の場合には、組合の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基づいて当該組合が行うことができる事業以外の事業を営んだとき。

二 第十一条第七項ただし書、第八十七条第九項ただし書、第九十三条第六項ただし書、第九十七条第七項ただし書又は第百条の二第二項ただ

し書の規定に違反したとき。

三 第十一條の四第一項（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）又は第十一條の十（第九十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第十一條の四第四項（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）、第四十八條第四項（第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。）、第六十八條第五項（第八十六條第四項、第九十六條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。）、第九十一條の二第五項（第百條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十一條の三第三項又は準用銀行法第五十二條の三十九第一項若しくは第五十三條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第十一條の五（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第十五條の二第一項若しくは第十五條の三（これらの規定を第九十六條第一項及び第百條の六第一項において準用する場合を含む。）、第十五條の四（第九十六條第一項において準用する場合を含む。）又は第十五條の五（第九十六條第一項及び第百條の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第十七條第四項の規定に違反したとき。

八 第十七條の二第一項（第九十六條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して第十七條の二第一項に規定する子会社対象会社以外の第十七條の三第一項（第九十六條第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業会社を子会社（第百二十二條第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）としたとき。

九 第十七條の二第三項（第九十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十 第十七條の三第一項又は第二項ただし書（これらの規定を第九十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十一 第十七條の三第三項又は第五項（これらの規定を第九十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

十一の二 第二十一條第七項（第五十一條の二第七項、第八十六條第一項、第八十九條第三項（第九十八條の二第二項及び第百條の四第二項において準用する場合を含む。）及び第九十六條第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する会社法第三百十條第六項、第三百十一條第三項若しくは第三百十二條第四項の規定又は第三十一條の二第二項（第七十七條（第九十二條第五項、第九十六條

第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第九項（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第二項若しくは第三項（これらの規定を第五十一条の二第七項、第六十二条第六項（第九十二条第四項、第九十六条第四項、第百条第四項及び第百条の六第四項において準用する場合を含む。）、次号及び第二十八号において同じ。）、第七十七条、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項並びに第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第三項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第二十九号において同じ。）、第五十四条の四第三項（第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第二十九号において同じ。）、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十一条の三第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。）、以下この項において同じ。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条の三第一項（第八十六条第四項、第九十一条の三第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の二第二項（第八十六条第四項、第九十一条の三第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一の三 第二十一条第七項において準用する会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第三十一条の二第三項（第七十七条、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項

及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第十一項（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第四項（第五十一条の二第七項、第六十二条第六項、第七十七条、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項並びに第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条の三第二項（第八十六条第四項、第九十一条の三第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の二第三項（第八十六条第四項、第九十一条の三第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

十二 第二十四条第二項（第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十三 第二十五条（第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十四 第二十七条第二項後段（第八十六条第一項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十五 第三十四条第三項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十六 第三十四条第十一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。

）の規定に違反して第三十四条第十一項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

十七 第三十四条第十二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

十八 第三十四条の五第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項（これらの規定を第九十二条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十九 第三十八条第八項（第九十二条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第四十二条第六項若しくは第四十六条

第四項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十 第三十九条の五第二項（第四十一条の二第七項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四号及び次項において同じ。）、第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第三十九条の五第五項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）若しくは第七十七条において準用する会社法第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

二十一 第三十九条の五第五項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

二十二 第三十九条の六第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十三 第四十条第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第七十五条第一項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）又は第七十六条第一項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二十四 第四十一条の二第七項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

二十五 第四十二条第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十六 削除

二十七 第四十七条の二（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定

、第四十七条の三第二項若しくは第四十七条の四第二項（これらの規定を第四十二条第八項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第二項、第六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二第七項、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十七条の四第三項（第五十一条の二第七項、第七十七条、第九十二条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第八十六条第二項において準用する民法第六十条の規定に違反したとき。

二十八 第五十条の二（第五十一条の二第七項、第六十二条第六項、第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかったとき。

二十九 第五十三条若しくは第五十四条第二項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、第五十四条の二第六項において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して信用事業の全部若しくは一部を譲渡し若しくは譲り受け、第五十四条の四第三項において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは共済事業に係る財産を移転し、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して出資組合の合併をし、又は第九十一条の三第二項において準用する第六十九条第四項において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して出資組合に係る承継をしたとき。

三十 第五十四条の二第七項（第五十四条の四第四項（第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十の二 第五十四条の三第二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十九条の二第三項（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三十一 第五十五条第一項から第六項まで（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第七項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十六条（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の規定に違反したとき。

三十二 第五十八条（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

三十三 第七十七条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第八十六条第四項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。

三十四 第七十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項若しくは第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三十五 第七十七条又は第八十六条第四項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

三十六 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

三十七 第七十七条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

三十八 第八十七条の三第一項（第一百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第八十七条の三第三項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

三十九 第八十七条の三第四項（第一百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による行政庁の認可を受けないで第八十七条の三第四項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第六項（第一百条第一項において準用する場合を含む。）の項において同じ。）において準用する第八十七条の三第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

四十 第八十七条の三第九項（第一百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四十一 第八十七条の四第一項（第一百条第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第八十七条の四第二項（第一百条第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）において準用する第十七条の三第二項ただし書の規定に違反したとき。

四十二 第八十七条の四第二項において準用する第十七条の三第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

四十二の二 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。

四十二の三 準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

四十二の四 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

四十三 第二百二十三条の二第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは同条第二項の規定による命令に従わなかったとき。

四十四 第二百二十六条の二第一項の規定により付した条件（第八十七条の三第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

四十五 この法律の規定による登記をすることを怠ったとき。

四十六 第二百二十一条第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかったとき。

2 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十九条の五第五項又は第四十一条の二第七項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

3 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職員が、第八十七条第一項第十号若しくは第八項又は第九十七条第一項第七号に規定する監査の事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなった後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

○ 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 漁業信用基金協会

第一節 通則（第三条―第九条）

第二節 会員（第十条―第十九条）

第三節 管理（第二十条―第四十四条の三）

第四節 設立（第四十五条―第五十二条）

第五節 解散及び清算（第五十三条―第六十四条）

第六節 監督（第六十五条―第六十八条）

第三章 漁業信用保険

第一節 保証保険（第六十九条―第七十七条）

第二節 融資保険（第七十八条―第八十三条）

第四章 雑則（第八十四条・第八十四条の二）

第五章 罰則（第八十五条―第九十条）

附則

第二章 漁業信用基金協会

第一節 通則

（業務）

第四条 協会は、次の業務を行う。

一 会員たる中小漁業者等（その者が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金の借入れ（ロに掲げる資金に充てるために手形の割引を受けることを含む。）をすることにより金融機関に対して負担する債務の保証

イ 漁業近代化資金

ロ イに掲げるもののほか、中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金

二 水産業協同組合法第十一条第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて中小漁業者等に対する貸付けを行った場合であつて、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借入れによる債務を保証することとなるときのその保証をしたこととなる債務の保証

三 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第四条第一項の認定に係る同項の改善計画に従つて漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等に対しその経営の改善に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

（会員たる資格）

第十条 協会の会員たる資格を有する者は、協会の区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等（漁業を営む個人又は漁業に従事する個人にあつては、その漁業を営み又は漁業に従事する日数が一年を通じて九十日以上であるものに限る。）及び協会の区域の全部又は一部をその区域とする地方公共団体とする。

2 第五条ただし書の規定により指定された区域とする協会にあつては、会員たる資格を有する者を、次に掲げる者であつて協会の区域内に住所又は事業場を有するもの及び協会の区域の一部をその区域とする地方公共団体に限ることができる。

一 政令で定める漁業であつて定款で定めるもの（以下「特定漁業」という。）を営む者を構成員の全部又は一部とする漁業協同組合

二 特定漁業を営む漁業協同組合及び漁業生産組合

三 前二号に掲げる者を構成員の全部又は一部とする漁業協同組合連合会（信用漁業協同組合連合会を除く。）

四 一年を通じて九十日以上特定漁業を営む個人及び第二条第一項第二号又は第六号に掲げる者であつて特定漁業を営むもの

3 協会は、前二項に規定する者のほか、協会が保証契約を結んでいる金融機関であつて定款で定めるものを会員たる資格を有する者としてすることができる。

4 地方公共団体は、協会の会員になろうとするときは、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（加入）

第十四条 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

第十五条 協会に加入しようとする者は、定款の定めるところにより、加入につき協会の承諾を得て、引受出口数に応ずる金額を払い込み、又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

（脱退）

第十六条 会員は、次の事由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 破産手続開始の決定

四 除名

2 除名は、定款で定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、協会は、その総会の会日の十日前までにその会員に対してその旨を通知し、且つ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

第十七条 会員は、事業年度の終において脱退することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 協会が、当該会員（当該会員が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）の債務を保証していること又は当該会員に代わつて債務を弁済したことにより取得した求償権を有すること。

二 協会が当該会員に対しその脱退を承認しない旨を通知したこと。

三 協会が保証契約を結んでいる金融機関（農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫を含む。以下この条及び第三十二条第三項において同じ。）が協会に対し当該会員の脱退に異議を申し出たこと。

2 会員は、前項の規定により脱退しようとするときは、六月前までに協会に予告しなければならない。

3 協会は、前項の規定による予告があつたときは、第一項第三号の金融機関に対し、当該会員の脱退につき異議があれば協会の当該事業年度の終了の日までにこれを申し出るべき旨を、遅滞なく（前項の規定による予告があつた後に協会と新たに保証契約を結ぶに至つた金融機関に対しては、その契約の締結の際又は締結後遅滞なく）、催告しなければならない。ただし、第一項第二号の通知をするときは、この限りではない。

4 協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第二号の通知をしてはならない。

5 金融機関は、当該会員の脱退により協会が現に当該金融機関と結んでいる保証契約に基づく債務の弁済に支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の異議の申出をしてはならない。

（業務方法書に記載すべき事項）

第二十一条 協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一 被保証人の資格及び保証に係る借入資金（手形の割引に係る保証にあつては当該手形の割引により融通を受ける資金をいい、第四条第二号に掲げる保証にあつては農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が貸し付ける資金をいう。第五号において同じ。）の種類

二 保証の範囲

三 一被保証人についての保証の金額の最高限度

四 保証の金額の合計額の最高限度

五 保証に係る借入資金の借入れの期間（手形の割引に係る保証にあつては、手形の割引を受けた時から当該手形の満期までの期間）の最高限度

六 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項

七 保証の申込み及び承諾並びに保証契約の締結に関する事項

八 保証債務の弁済の事由、弁済の時期その他保証債務の弁済に関する事項

九 保証契約の変更にに関する事項

十 第三章第一節の規定による保証保険の付保に関する事項

十一 求償権の消却に関する事項

十二 違約金に関する事項

十三 委託業務に関する準則

十四 保証債務の弁済に充てるための基金及び第四十三条の二第一項の資金の管理方法

十五 第四条第三号に掲げる業務に関し主務省令で定める事項

（役員の選挙等）

第二十四条 役員は、定款の定めるところにより、次に掲げる者のうちから総会で選挙し、又は選任する。

- 一 会員たる漁業協同組合、漁業生産組合若しくは水産加工業協同組合の理事（経営管理委員を置く漁業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）若しくは組合員（准組合員を除き、法人にあつてはその代表者とする。）又は会員たる漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会の理事（経営管理委員を置く漁業協同組合連合会にあっては、理事又は経営管理委員）
- 二 会員たる法人若しくは団体（水産業協同組合及び地方公共団体を除く。）の代表者又は会員たる個人
- 三 会員たる地方公共団体の長又はその補助機関たる職員
- 2 役員の選挙は、無記名投票によつて行う。
- 3 投票は、出資一口につき一票とする。
- 4 前三項の規定により選挙され又は選任される理事のほか、協会は、定款の定めるところにより、金融に関する学識経験を有する者を、総会の議決によつて理事に委嘱することができる。ただし、その数は、理事の定数の五分の二を超えてはならない。
- 5 設立当時の役員は、第一項及び前項本文の規定にかかわらず、創立総会で選挙し、又は委嘱する。

（総会の招集）

第二十八条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第二十九条 会員が総会員の五分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる会員の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会招集の手續をとらなければならない。

2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第三十条 理事の職務を行う者が不在とき、又は前条第一項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（役員、協会の第三者に対する責任）

第三十三条の二 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対して連帯して損害賠償の責めに任じなければならない。

2 役員がその職務を行なうに当たつて悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任じなければならない。

（参事及び会計主任）

第三十六条 協会は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所での業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。

3 参事については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第十一条第一項及び第三項（支配人の代理権）、第十二条（支配人の競業の禁止）並びに第十三条（表見支配人）の規定を準用する。

第三十七条 会員は、総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 会員は、総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

（特別決議事項）

第四十条 左の事項は、総会員の半数以上で、且つ、その出資の合計額が出資総額の二分の一以上となる者が出席し、その議決権の三分の二以上

の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 業務方法書の変更

三 協会の解散又は合併

四 会員の除名

(基金)

第四十三条 協会は、第十一条の規定による出資金、第四十四条第二項の規定による繰入金及び協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として都道府県その他の団体から交付された金銭（借入金を除く。）を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法により管理しなければならない。協会が保証債務の弁済（次条第一項の資金その他の借入れに係る資金をもつて行つたものを除く。）につき独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から支払を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権（当該弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）の行使により取得した金銭（第七十四条の規定による信用基金への納付金に対応する部分を除く。）についても、同様とする。

一 農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、銀行又は信用金庫への預金又は金銭信託

二 国債証券、地方債証券又は主務大臣の定める有価証券の保有

(信用基金からの借入金等)

第四十三条の二 会は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条第一項第八号に規定する資金に係る信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るもの及び第四條第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信託又は前条第二号の方法により管理しなければならない。

2 前項の資金は、同項に規定する保証債務の弁済及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

(準備金)

第四十四条 協会は、毎事業年度、第四条第一号及び第二号に掲げる業務に係る剰余金の全部を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、第四条第一号及び第二号に掲げる業務に係る損失のてん補に充て、又は保証債務の弁済に充てるための基金に繰り入れることができる。

3 第一項の準備金は、前項の場合を除いては、これを取り崩してはならない。

第四節 設立

(経理の区分)

第四十四条の二 協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して経理しなければならない。

一 漁業近代化資金に係る債務の保証の業務

二 第四条第一号ロに掲げる資金に係る債務の保証及び同条第二号に掲げる債務の保証の業務

三 第四条第三号に掲げる業務

(設立準備会)

第四十六条 発起人は、あらかじめ、協会の区域及び会員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第四十七条 設立準備会では、前条第一項の目論見書に定める会員たる資格を有する者であつて出席したもの（地方公共団体にあつては、その長又はこれを代理する補助機関たる職員、その他の法人又は団体にあつては、その代表者。第三項において同じ。）のうちから定款及び業務方法書の作成に当たるべき者（以下「定款作成委員」という。）を選任し、かつ、区域、会員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定め

なければならない。

- 2 定款作成委員は、十五人以上でなければならない。
- 3 設立準備会の議事は、前条第一項の目論見書に定める会員たる資格を有する者であつて出席したものの過半数の同意をもつて決する。

(設立の認可)

第五十条 主務大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その事業が健全に行われ、中小漁業の振興に資すると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款、業務方法書若しくは事業計画の内容が法令又はこれに基く行政庁の処分違反するとき。
- 二 定款、業務方法書又は事業計画のうち重要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。
- 三 区域及び第十条第一項又は第二項に規定する者に係る会員資格を同じくする他の協会が既に設立されているとき。

第五節 解散及び清算

(解散事由)

第五十三条 協会は、次の事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 協会の合併
- 三 協会についての破産手續開始の決定
- 四 第六十七条第二項の規定による解散の命令
- 2 解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、解散の決議の手續が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款に違反しないと認められるときは、同項の認可をしなければならない。

(合併の手続)

第五十四条 協会が合併しようとするときは、総会で合併を議決しなければならない。

2 合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第五十条の規定を準用する。

第五十五条 協会は、合併の決議をしたときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 協会は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

4 合併を行う協会が、第二項の規定による公告を、官報のほか、公告の方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。）によつてするときは、同項の規定にかかわらず、当該協会による各別の催告は、することを要しない。

5 協会が第二項の規定による公告を前項に規定する電子公告によつてする場合については、会社法第九百三十九条第三項（会社の公告方法）、第九百四十条第一項及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは、「中小漁業融資保証法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十六条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、協会の合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、協会は、当該債務につき、弁済をし、相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（新設合併の手続）

第五十七条 合併によつて協会を設立するには、各協会の総会で会員（地方公共団体にあつては、その長又はこれを代理する補助機関たる職員、その他の法人又は団体にあつては、その代表者）のうちから選任した設立委員が共同して定款及び業務方法書を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員は、理事にあつては第二十四条第一項及び第四項に規定する者のうちから、監事にあつては同条第一項に規定する者のうちから選任しなければならない。但し、同条第四項に規定する者のうちから選任される理事の数は、理事の定数の五分の二をこえてはならない。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第四十条の規定を準用する。

第六節 監督

（法令等の違反に対する措置）

第六十七条 主務大臣は、第六十五条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行った場合において、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すると認めるときは、その協会に対して、役員解任、事業の停止、定款、業務方法書又は規約の変更その他必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、主務大臣は、その役員を解任し、又はその協会の解散を命ずることができる。

第三章 漁業信用保険

第一節 担保保険

（保険金支払の請求）

第七十二条 協会は、保険事故の発生の日から一月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 協会は、保険事故の発生の日から一年三月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

3 信用基金は、特別の事由がある場合を除き、第一項の請求のあつた日から三十日以内に保険金を支払うものとする。

（災害資金に関する特例）

第七十六条 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金に係る保険関係を除く。）であつて、次に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金で主務大臣が指定するもの（以下「災害資金」という。）に係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の政令で定める協会については百分の八十とし、その他の協会については百分の六十とする。

一 主務大臣が指定する暴風、豪雨、高潮、津波その他の災害を受け、かつ、主務大臣が指定する地域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等であつて、当該災害による損失額が主務大臣が定める基準に該当することについてその住所地又は事業場の所在地を管轄する市町村長又は特別区の区長の認定を受けたもの

二 前号に掲げるもののほか、その直接又は間接の構成員のうちに同号に掲げる者を含む水産業協同組合

第二節 融資保険

（保険契約）

第七十八条 信用基金は、事業年度ごとに、農林中央金庫を相手方として、農林中央金庫が漁業近代化資金等に係る貸付け又は手形の割引（以下「貸付け等」という。）をしたことを信用基金に通知することにより、その貸付けの額及びその手形の割引に係る手形金額の総額が一定の金額に達するまで、その貸付け等につき、信用基金と農林中央金庫との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の規定は、漁業近代化資金等に係る貸付け等につき協会による債務の保証が行われる場合における当該貸付け等については、適用しない。

3 第一項の保険関係においては、貸付金（手形の割引の場合には、手形の割引により融通した資金。以下同じ。）の額を保険価額とし、弁済期（手形の割引の場合には、手形の満期）後政令で定める期間を経過した時における債務の不履行による貸付金の全部又は一部の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の七十（前条に規定する資金に係る保険関係にあつては、百分の八十）を乗じて得た金額を保険金額とする。

(主務大臣等)

第八十四条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、第二条第三項、第六十九条第一項及び第四項、第七十六条並びに第七十七条にあつては、農林水産大臣及び財務大臣とする。

2 第六十五条及び第六十六条に規定する主務大臣の権限は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。

4 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

5 第二章に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融庁長官に委任された権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長（金融庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）に委任することができる。

6 第二章に規定する農林水産大臣の権限及び第四項の規定により金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第五章 罰則

第八十九条 次の場合には、協会の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合にその認可を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 この法律の規定に基づき協会が行うことができる事業以外の事業をしたとき。

四 第十四条の規定に違反したとき。

五 第二十六条の規定に違反したとき。

六 第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条の規定に違反したとき。

七 第三十二条又は第三十三条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

八 第三十四条第四項若しくは第五項又は第三十七条第四項の規定に違反したとき。

八の二 第四十三条、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項の規定に違反して資金を管理したとき。

九 第四十四条第一項若しくは第三項又は第四十四条の二の規定に違反する経理をしたとき。

十 第五十五条又は第五十六条第二項の規定に違反して協会を合併したとき。

十の二 第五十五条第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

十一 第六十一条又は第六十三条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第六十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十三 第六十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十四 第六十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五 第六十四条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第九十条 第七条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○ 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 他の法律に特別の規定のあるもの

二 次に掲げるもの

イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの

ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）その他の事業者（政令で定める者を除く。）をいう。）又はその役員若しくは使用人（役員又は使用人であつた者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの

者の親族（政令で定める者に限る。以下この号において同じ。）を相手方として行うもの

ハ 一の労働組合がその組合員（組合員であつた者を含む。）又はその親族を相手方として行うもの

ニ 会社が同一の会社の集団（一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。）に属する他の会社を相手方として行うもの

ホ 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの

ヘ 一の地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であつて、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）がその構成員を相手方として行うもの

ト イからヘまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

三 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの（政令で定めるものを除く。）

2 この法律において「保険会社」とは、第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。

3 この法律において「生命保険会社」とは、保険会社のうち第三条第四項の生命保険業免許を受けた者をいう。

4 この法律において「損害保険会社」とは、保険会社のうち第三条第五項の損害保険業免許を受けた者をいう。

5 この法律において「相互会社」とは、保険業を行うことを目的として、この法律に基づき設立された保険契約者をその社員とする社団をいう。

6 この法律において「外国保険業者」とは、外国の法令に準拠して外国において保険業を行う者（保険会社を除く。）をいう。

7 この法律において「外国保険会社等」とは、外国保険業者のうち第百八十五条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

8 この法律において「外国生命保険会社等」とは、外国保険会社等のうち第百八十五条第四項の外国生命保険業免許を受けた者をいう。

9 この法律において「外国損害保険会社等」とは、外国保険会社等のうち第百八十五条第五項の外国損害保険業免許を受けた者をいう。

10 この法律において「外国相互会社」とは、外国の法令に準拠して設立された相互会社と同種の外国の法人又はこれに類似する外国の法人をいう。

11 この法律において「総株主等の議決権」とは、総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条、次条、第百六条、第百七条、第百二十七条、第二百六十条、第二編第十一章及び第十二章並びに第三百三十三条において同じ。）をいう。

12 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

13 この法律において「主要株主基準値」とは、総株主の議決権の百分の二十（会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の議決権の保有者である場合にあっては、百分の十五）をいう。

14 この法律において「保険主要株主」とは、保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもって保有する者を含む。以下同じ。）であつて、第二百七十一条の十第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。

15 第十二項又は前項の場合において、会社又は議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

16 この法律において「保険持株会社」とは、保険会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）であつて、第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

17 この法律において「少額短期保険業」とは、保険業のうち、保険期間が二年以内の政令で定める期間以内であつて、保険金額が千万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険（政令で定めるものを除く。）のみの引受けを行う事業をいう。

18 この法律において「少額短期保険業者」とは、第二百七十二条第一項の登録を受けて少額短期保険業を行う者をいう。

19 この法律において「生命保険募集人」とは、生命保険会社（外国生命保険会社等を含む。以下この項において同じ。）の役員（代表権を有する役員並びに監査役及び監査委員会の委員（以下「監査委員」という。）を除く。以下この条において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）若しくはその者の

役員若しくは使用人で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。

20 この法律において「損害保険募集人」とは、損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。次項において同じ。）の役員若しくは使用人、損害保険代理店又はその役員若しくは使用人をいう。

21 この法律において「損害保険代理店」とは、損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）で、その損害保険会社の役員又は使用人でないものをいう。

22 この法律において「少額短期保険募集人」とは、少額短期保険業者の役員若しくは使用人又は少額短期保険業者の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）若しくはその者の役員若しくは使用人で、その少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。

23 この法律において「保険募集人」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人をいう。

24 この法律において「所属保険会社等」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社（外国保険会社等を含む。）又は少額短期保険業者をいう。

25 この法律において「保険仲立人」とは、保険契約の締結の媒介であつて生命保険募集人、損害保険募集人及び少額短期保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）をいう。

26 この法律において「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。

27 この法律において「公告方法」とは、株式会社及び外国会社である外国保険会社等にあつては会社法第二十三条第三号（定義）に規定する公告方法をいい、相互会社及び外国保険会社等（外国会社を除く。以下この項において同じ。）にあつては相互会社及び外国保険会社等が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 国債証券

二 地方債証券

三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第十一号に掲げるものを除く。）

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券

五 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）

六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）

七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券

八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券

九 株券又は新株予約権証券

十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券

十二 貸付信託の受益証券

十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券

十四 信託法（平成十八年法律第百九号）に規定する受益証券発行信託の受益証券

十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの

十六 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）に規定する抵当証券

十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの

（次号に掲げるものを除く。）

十八 外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの

十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場（第八項第三号に規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利（以下「オプション」という。）を表示する証券又は証書

二十 前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの

二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）

二 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。）

三 合名会社若しくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）又は合同会社の社員権

四 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出した金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

イ 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利

ロ 出資者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）

ハ 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第五条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益又は出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利

六 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの

七 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

3 この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。以下この項において「取得勧誘」という。）のうち、当該取得勧誘が第一項に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利（次項第一号、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第三項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項第二号、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第三項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第三号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一 多数の者（適格機関投資家（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者をいう。以下同じ。）が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）を相手方として行う場合として政令で定める場合（適格機関投資家のみを相手方とする場合を除く。）

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれがないものとして政令で定める場合

ロ 前号に掲げる場合及びイに掲げる場合以外の場合（政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該有価証券がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

三 その取得勧誘に応じることにより相当程度多数の者が当該取得勧誘に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合

4 この法律において「有価証券の売出し」とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘（第二号において「売付け勧誘等」という。）のうち、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。

一 第一項有価証券 均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合

二 第二項有価証券 その売付け勧誘等に応じることにより、当該売付け勧誘等に係る有価証券を相当程度多数の者が所有することとなる場合として政令で定める場合

5 この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者）をいうものとし、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

6 この法律（第五章を除く。）において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること。

二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること。

7 この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出書及び同条第六項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他の政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。

- 一 有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）
、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
- 二 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
- 三 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- イ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
- ロ 外国金融商品市場（取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 四 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理（以下「店頭デリバティブ取引等」という。）
- 五 有価証券等清算取次ぎ
- 六 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、第六項各号に掲げるもののいずれかを行うことをいう。）
- 七 有価証券（次に掲げるものに限る。）の募集又は私募
- イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの
- ロ 第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券
- ハ 第一項第十六号に掲げる有価証券
- ニ 第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの
- ホ イ若しくはロに掲げる有価証券に表示されるべき権利又はハ若しくはニに掲げる有価証券のうち内閣府令で定めるものに表示されるべき権利であつて、第二項の規定により有価証券とみなされるもの
- ヘ 第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利
- ト イからへまでに掲げるもののほか、政令で定める有価証券
- 八 有価証券の売出し

九 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

十 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの

イ 競売買の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）

ロ 金融商品取引所に上場されている有価証券について、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法

ハ 第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

ニ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法

ホ イからニまでに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法

十一 当事者の一方が相手方に対して次に掲げるものに関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約（以下「投資顧問契約」という。）を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと。

イ 有価証券の価値等（有価証券の価値、有価証券関連オプション（金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十八条第八項第三号ハに掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であつて同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う同項第四号ハ若しくはニに掲げる取引に係る権利をいう。）の対価の額又は有価証券指標（有価証券の価格若しくは利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの又はこれらに基づいて算出した数値をいう。）の動向をいう。）

ロ 金融商品の価値等（金融商品の価値、オプションの対価の額又は金融指標の動向をいう。以下同じ。）の分析に基づく投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断をいう。以下同じ。）

十二 次に掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む。以下同じ。）を行うこと。

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人と締結する同法第百八十八条第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約

ロ イに掲げるもののほか、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約（以下「投資一任契約」という。）

十三 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

十四 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと（第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

十五 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、次に掲げる権利その他政令で定める権利を有する者から出資又は抛出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと（第十二号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

イ 第一項第十四号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示される権利

ロ 第二項第一号又は第二号に掲げる権利

ハ 第二項第五号又は第六号に掲げる権利

十六 その行第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭又は第一項各号に掲げる証券若しくは証書の預託を受けること。

十七 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと。

十八 前各号に掲げる行為に類するものとして政令で定める行為

9 この法律において「金融商品取引業者」とは、第二十九条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

10 この法律において「目論見書」とは、有価証券の募集若しくは売出し（第四条第一項第四号に掲げるものを除く。）又は同条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）のために当該有価証券の発行者の事業その他の事項に関

する説明を記載する文書であつて、相手方に交付し、又は相手方からの交付の請求があつた場合に交付するものをいう。

11 この法律において「金融商品仲介業」とは、金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）又は登録金融機関（第三十三条の二の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて、次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務をいう。

一 有価証券の売買の媒介（第八項第十号に掲げるものを除く。）

二 第八項第三号に規定する媒介

三 第八項第九号に掲げる行為

四 第八項第十三号に規定する媒介

12 この法律において「金融商品仲介業者」とは、第六十六条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

13 この法律において「認可金融商品取引業協会」とは、第四章第一節第一款の規定に基づいて設立された者をいう。

14 この法律において「金融商品市場」とは、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う市場をいう。

15 この法律において「金融商品会員制法人」とは、金融商品市場の開設を目的として第五章第二節第一款の規定に基づいて設立された会員組織の社団をいう。

16 この法律において「金融商品取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社をいう。

17 この法律において「取引所金融商品市場」とは、金融商品取引所の開設する金融商品市場をいう。

18 この法律において「金融商品取引所持株会社」とは、第百六条の十第一項又は第三項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

19 この法律において「取引参加者」とは、第百十二条第一項又は第百十三条第一項の規定による取引資格に基づき、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に参加できる者をいう。

20 この法律において「デリバティブ取引」とは、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。

21 この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品市場において、金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う次に

掲げる取引をいう。

一 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 当事者があらかじめ金融指標として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ 金融商品の売買（第一号に掲げる取引を除く。）

ロ 前二号及び次号から第六号までに掲げる取引（前号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。）

四 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号に掲げるものを除く。）の利率等（利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）又は金融指標（金融商品（同号に掲げるものを除く。）の利率等及びこれに基づいて算出した数値を除く。以下この号及び次項第五号において同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号に掲げるものを除く。）の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）

五 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権（金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。）を移転することを約するものを含み、前三号に掲げるものを除く。）

イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの

ロ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの（イに掲げるものを除く。）

六 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

22 この法律において「店頭デリバティブ取引」とは、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う次に掲げる取引（その内容等を勘案

し、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品（第二十四項第五号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができると取引

二 約定数値と現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

イ 金融商品の売買（第一号に掲げる取引を除く。）

ロ 前二号及び第五号から第七号までに掲げる取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行つた時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

五 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（同号に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引

六 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権（金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。）を移転することを約するものを含み、第二号から前号までに掲げるものを除く。）又はこれに類似する取引

イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの

ロ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの（イに掲げるものを除く。）

七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引

23 この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、外国金融商品市場において行う取引であつて、市場デリバティブ取引と類似の取引をいう。

24 この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

一 有価証券

二 預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書であつて政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

三 通貨

四 前三号に掲げるもののほか、同一の種類のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であつて、当該資産に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第四項に規定する商品を除く。）

五 第一号若しくは第二号に掲げるもの又は前号に掲げるもののうち内閣府令で定めるものについて、金融商品取引所が、市場デリバティブ取引を円滑化するため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定した標準物

25 この法律において「金融指標」とは、次に掲げるものをいう。

一 金融商品の価格又は金融商品（前項第三号に掲げるものを除く。）の利率等

二 気象庁その他の者が発表する気象の観測の成果に係る数値

三 その変動に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標（前号に掲げるものを除く。）又は社会経済の状況に関する統計の数値であつて、これらの指標又は数値に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品取引所法第二条第五項に規定する商品指数を除く。）

四 前三号に掲げるものに基づいて算出した数値

26 この法律において「外国金融商品取引所」とは、第百五十五条第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

27 この法律において「有価証券等清算取次ぎ」とは、金融商品取引業者又は登録金融機関が金融商品取引清算機関の業務方法書の定めるところ

により顧客の委託を受けてその計算において行う対象取引（次項に規定する「対象取引」をいう。以下この項において同じ。）であつて、対象取引に基づく債務を当該金融商品取引清算機関に引き受けさせることを条件とし、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

一 当該顧客が当該金融商品取引業者又は登録金融機関を代理して成立させるものであること。

二 当該顧客がその委託に際しあらかじめ当該対象取引に係る相手方その他内閣府令で定める事項を特定するものであること。

28 この法律において「金融商品債務引受業」とは、金融商品取引業者、登録金融機関又は証券金融会社（以下この項において「金融商品債務引受業対象業者」という。）を相手方として、金融商品債務引受業対象業者が行う対象取引（有価証券の売買、デリバティブ取引その他政令で定める取引をいう。）に基づく債務の引受けを業として行うことをいう。

29 この法律において「金融商品取引清算機関」とは、第二百五十六条の二又は第二百五十六条の十九の規定により内閣総理大臣の免許又は承認を受けた者をいう。

30 この法律において「証券金融会社」とは、第二百五十六条の二十四の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

31 この法律において「特定投資家」とは、次に掲げる者をいう。

一 適格機関投資家

二 国

三 日本銀行

四 前三号に掲げるもののほか、第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人

（特定投資家への告知義務）

第三十四条 金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。以下同じ。）は、顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）の申込みを特定投資家（同条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、当該申込みに係る金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約の種類として内閣府令で定めるもの（以下この款において「契約の種類」という。）に属する金融商品取引契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る金融商品取引契約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、当該特定投資家が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)

第三十四条の二 特定投資家(第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。)は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関して自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

2 金融商品取引業者等は、第十項の規定の適用がある場合その他正当な理由がある場合を除き、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約(以下この条において「対象契約」という。)の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

3 金融商品取引業者等は、前項の規定により承諾する場合には、第一項の規定による申出をした特定投資家(以下この条において「申出者」という。)に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日(内閣府令で定める場合にあつては、当該経過する日前で内閣府令で定める日)としなければならない。

一 前項の規定により承諾する日(第五項各号及び第九項において「承諾日」という。)

二 対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家以外の顧客として取り扱う期間の末日(以下この条において「期限日」という。)

三 対象契約の属する契約の種類

四 期限日以前に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

五 期限日後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家として取り扱う旨

六 その他内閣府令で定める事項

4 金融商品取引業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、申出者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

5 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾及び第三項の規定による書面の交付をした場合であつて、申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律(この款を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家以外の顧客とみなす。

一 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに行う対象契約の締結の勧誘の相手方

二 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

6 金融商品取引業者等は、対象契約（第二条第八項第二号から第四号まで、第十号及び第十三号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び第八項において「特定対象契約」という。）の締結に関して申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定対象契約に基づき当該申出者を代理して期限日以前に金融商品取引契約を締結するときは、当該金融商品取引契約の相手方である他の金融商品取引業者等（次項及び第八項において「相手方金融商品取引業者等」という。）に対し、あらかじめ、当該金融商品取引契約に関して申出者が特定投資家以外の顧客とみなされる旨を告知しなければならない。

7 金融商品取引業者等が前項の規定による告知をした場合には、相手方金融商品取引業者等に対しては、前条の規定は、適用しない。

8 特定対象契約を締結した金融商品取引業者等が第六項の規定による告知をした場合には、当該金融商品取引業者等が当該特定対象契約に基づき申出者を代理して相手方金融商品取引業者等との間で締結する金融商品取引契約（期限日以前に締結するものに限る。）については、当該申出者を特定投資家以外の顧客とみなして、この法律（この款を除く。）の規定を適用する。

9 金融商品取引業者等は、期限日後最初に対象契約の申込みを申出者から受けた場合であつて、承諾日以後において対象契約の属する契約の種類に係る第一項の規定による申出（次項において「更新申出」という。）を当該申出者から受けていない場合には、当該申込みに係る対象契約を締結するまでに、当該申出者に対し、対象契約に関して当該申出者を特定投資家として取り扱うこととなる旨を告知しなければならない。

10 金融商品取引業者等は、期限日以前に更新申出を申出者から受けた場合であつて、当該更新申出に係る第二項の規定による承諾をする場合には、期限日から期限日後最初に対象契約の締結の勧誘又は締結をするまでに、当該承諾をしなければならない。

11 期限日以前に申出者が新たに適格機関投資家となつた場合には、当該申出者が適格機関投資家となつた日以後は、第五項から第九項までの規定は、適用しない。

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）

第三十四条の三 法人（特定投資家を除く。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。

2 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面により、当該申出をした法

人（以下この条において「申出者」という。）の同意を得なければならない。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日（内閣府令で定める場合にあっては、当該経過する日前で内閣府令で定める日）としなければならない。

一 この項の規定による承諾をする日（第四項各号において「承諾日」という。）

二 当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下この条において「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結をする場合において、申出者を特定投資家として取り扱う期間の末日（以下この条において「期限日」という。）

三 対象契約の属する契約の種類

四 当該申出者が次に掲げる事項を理解している旨

イ 特定投資家が金融商品取引業者等から対象契約の締結の勧誘を受け、又は当該金融商品取引業者等に対象契約の申込みをし、若しくは当該金融商品取引業者等と対象契約を締結する場合におけるこの法律の規定の適用の特例の内容として内閣府令で定める事項

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

五 期限日以前に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家として取り扱う旨

六 期限日後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

七 その他内閣府令で定める事項

3 金融商品取引業者等は、前項の規定による書面による同意に代えて、政令で定めるところにより、申出者の承諾を得て、当該書面による同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより得ることができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該書面による同意を得たものとみなす。

4 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾をし、かつ、申出者が同項の規定による書面による同意をした場合であつて、当該申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律（この款を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす。

一 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに行う対象契約の締結の勧誘の相手方

二 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

5 金融商品取引業者等は、対象契約（第二条第八項第二号から第四号まで、第十号及び第十三号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び次項において「特定対象契約」という。）の締結に関して申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定対

象契約に基づき当該申出者を代理して期限日以前に金融商品取引契約を締結するときは、当該金融商品取引契約の相手方である他の金融商品取引業者等（次項において「相手方金融商品取引業者等」という。）に対し、あらかじめ、当該金融商品取引契約に関して申出者が特定投資家とみなされる旨を告知しなければならない。

6 特定対象契約を締結した金融商品取引業者等が前項の規定による告知をした場合には、当該金融商品取引業者等が当該特定対象契約に基づき申出者を代理して相手方金融商品取引業者等との間で締結する金融商品取引契約（期限日以前に締結するものに限る。）については、当該申出者を特定投資家とみなして、この法律（この款を除く。）の規定を適用する。

7 金融商品取引業者等は、期限日以前に対象契約の属する契約の種類に係る第一項の規定による申出（以下この項において「更新申出」という。）を申出者から受けた場合には、期限日以前に当該更新申出に係る第二項の規定による承諾をしてはならない。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合）

第三十四条の四 次に掲げる個人（適格機関投資家を除く。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。

一 商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約を締結した営業者である個人（内閣府令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして内閣府令で定める個人

二 前号に掲げるもののほか、その知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に相当する者として内閣府令で定める要件に該当する個人

2 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた場合には、当該申出をした個人（以下この条において「申出者」という。）に対し、前条第二項第四号イ及びロに掲げる事項を記載した書面を交付するとともに、申出者が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することを確認しなければならない。

3 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

4 前条第二項から第七項までの規定は、金融商品取引業者等が第一項の規定による申出を承諾する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該申出をした法人」とあるのは「次条第二項に規定する申出者」と、同条第四項中「第二項の規定による承諾」とあるのは「次条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第三十四条の五 この款に定めるもののほか、特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合又は特定投資家以外の顧客が特定投資家とみなされる場合の手續その他この款の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(広告等の規制)

第三十七条 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名
- 二 金融商品取引業者である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
- 三 当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

2 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に関して広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(契約締結前の書面の交付)

第三十七条の三 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
- 三 当該金融商品取引契約の概要

四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨

六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨

七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項

2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

3 金融商品取引業者等は、第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る金融商品取引契約の締結の勧誘（募集若しくは売出し又は募集若しくは売出しの取扱いであつて、政令で定めるものに限る。）を行う場合には、あらかじめ、当該金融商品取引契約に係る第一項の書面の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（契約締結時等の書面の交付）

第三十七条の四 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、書面を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（禁止行為）

第三十八条 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

三 金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

四 金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為

五 金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結の勧誘を受けた顧客が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けたい旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

六 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

（損失補てん等の禁止）

第三十九条 金融商品取引業者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）に損失が生じることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

二 有価証券売買取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、

若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

三 有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

2 金融商品取引業者等の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

二 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

3 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人の違法又は不当な行為であつて当該金融商品取引業者等とその顧客との間において争いの原因となるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び次節において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、同項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該金融商品取引業者等があらかじめ内閣総理大臣の確認を受けている場合その他内閣府令で定める場合に限る。

4 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

5 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として内閣府令で定めるものを添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

（適合性の原則等）

第四十条 金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。

一 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。

第四十五条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定投資家である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定投資家の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 第三十七条、第三十八条第三号から第五号まで及び第四十条第一号 金融商品取引業者等が行う金融商品取引契約の締結の勧誘の相手方
二 第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四 金融商品取引業者等が申込みを受け、又は締結した金融商品取引契約の相手方

三 第四十一条の四及び第四十一条の五 金融商品取引業者等が締結した投資顧問契約の相手方

四 第四十二条の五から第四十二条の七まで 金融商品取引業者等が締結した投資一任契約の相手方

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類（第五条第四項の規定を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。）の第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）

（の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参照書類を含む。））、第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。））、第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価

証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

二 第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の六第二項若しくは第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表に当たり、重要な事項につき虚偽の表示をした者

三 第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第二十七条の二十二の三第一項又は第二項の規定による公表を行わず、又は虚偽の公表を行つた者

五 第五百五十七条、第五百五十八条又は第五百五十九条の規定に違反した者

2 財産上の利益を得る目的で、前項第五号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を行つた者は、十年以下の懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

第百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し又は同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集、売出し若しくは適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は

第六條（第十二條、第二十三條の十二第一項、第二十四條第七項、第二十四條の二第三項、第二十四條の四の四第五項、第二十四條の四の五第二項、第二十四條の四の七第五項、第二十四條の五第六項及び第二十四條の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四條の六第三項を除く。）を第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十四條の七第四項（同条第六項（第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條の三第四項（第二十七條の八第六項（第二十七條の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七條の十一第四項、第二十七條の十三第三項並びに第二十七條の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七條の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し、又は送付した者は送付した者

第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十第四項の規定による公告を行わない者

- 118 -

合を含む。)の規定による公開買付報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書を提出しない者

六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第二項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の四第一項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。若しくは第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の五第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。、第二十四条の四の七第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五第一項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。若しくは第二十四条の五第四項若しくは第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。若しくは第二十四条の七第三項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。において準用する第七項、第九第一項若しくは第十第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第八項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の十第十一項の規定による対質問回答報告書、同条第十二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項(第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。))若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九第一項若しくは第十第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

七 第二十五条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による書類(第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類を除く。))の写しの公衆縦覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆の縦覧に供した者

八 第二十七条の九第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))の規定による公開買付説明書又は第二十七条の九

第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により訂正した公開買付説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

九 第二十七条の六第一項の規定に違反して公開買付けの買付条件等の変更を行う旨の公告を行った者又は第二十七条の十一第一項ただし書（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないにもかかわらず、第二十七条の十一第一項本文（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けの撤回等を行う旨の公告を行った者

十 第二十七条の二十二の三第二項の規定による通知を行わず、又は虚偽の通知を行った者

十一 第一百一条の九の規定により発行する株式を引き受ける者の募集（私募を含む。以下この号において同じ。）をするに当たり、重要な事項について虚偽の記載のある目論見書、当該募集の広告その他の当該募集に関する文書を使用した会員金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

十二 第一百一条の九の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行った会員金融商品取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預合いに応じた者

十三 第六十六条第一項若しくは第三項又は第六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反した者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで金融商品取引業を行った者

二 不正の手段により第二十九条若しくは第六十六条の登録、第三十一条第四項の変更登録又は第五十九条第一項若しくは第六十条第一項の許可を受けた者

三 第三十六条の三又は第六十六条の九の規定に違反して他人に金融商品取引業、登録金融機関業務又は金融商品仲介業を行わせた者

三の二 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定に違反して内閣総理大臣の許可を受けないで第五十九条第一項又は第六十条第一項に規定する業務を行った者

三の三 第五十九条の六又は第六十条の十三において準用する第三十六条の三の規定に違反して他人に第五十九条第一項又は第六十条第一項に規定する業務を行わせた者

四 第八十条第一項又は第百五十五条第一項の規定に違反して金融商品市場を開設した者又は外国金融商品市場における取引を行わせた者

四の二 第一百二条の十四の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けなくて第八十四条第二項に規定する自主規制業務を行つた者

五 第一条の九の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の給付又は同条第三号に掲げる事項について、内閣総理大臣、裁判所又は会員の総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいした会員金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは検査役又は株式会社金融商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

六 第一百五十六条の二の規定に違反して金融商品債務引受業を行つた者

七 第一百五十六条の二十四第一項の規定に違反して内閣総理大臣の免許を受けなくて同項に規定する業務を行つた者

八 第九十二条第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反した者

第九十九条 第七十五条、第七十九条の四、第一百六条の二十七、第一百五十一条（第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の九、第一百五十六条の十五又は第一百五十六条の三十四の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合においては、その行為をした認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社、金融商品取引所の子会社（第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。）、金融商品取引所持株会社の子会社（第一百六条の十第一項に規定する子会社をいう。）、金融商品取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者又は外国金融商品取引所の外国金融商品取引所参加者の代表者、代理人、使用人その他の従業者若しくは業務の委託を受けた者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項におい

十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第六項又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わない者

八 第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九 第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかった者

十 第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書又は同条第十一項の規定による対質問回答報告書を提出しない者

十一 第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二 第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三 第三十二条の二（第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十四 第三十九条第二項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十五 第三十九条第五項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十六 第三十三条の二第一項若しくは第四項又は第六十六条の十四第一項若しくは第四項の規定に違反した者

十七 第六十六条の三第一項若しくは第四項、第六十六条の七第二項、第六十六条の十七第一項若しくは第三項又は第六十六条の二十一第二項の規定に違反した者

十八 第六十六条の七第一項又は第六十六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

十九 第六十七条の二の規定に違反した者

二十 第六十八条の規定に違反した者

二十一 第七十条又は第七十一条の規定に違反して、表示をした者

第二百三条 金融商品取引業者の役員（当該金融商品取引業者が外国法人である場合には、国内における代表者及び国内に設ける営業所又は事務所に駐在する役員。以下この項において同じ。）若しくは職員、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）若しくは職員又は外国金融商品取引所の国内における代表者（国内に事務所がある場合にあっては、当該事務所に駐在する役員を含む。）若しくは職員が、その職務（金融商品取引業者の役員若しくは職員にあつては、第七十九条の五十第一項の規定により投資者保護基金の委託を受けた金融商品取引業者の業務に係る職務に限る。）に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、収受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第六項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項から第四項まで、第二十三条第二項（第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十七条の十第八項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定又は第二十七条の十第十二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三 第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）、又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四 第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する

場合を含む。)若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第五項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第二十七条の三十第一項又は第百七十七条第二号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第三十条の三、第六十四条第三項若しくは第四項(これらの規定を第六十六条の二十五において準用する場合を含む。)又は第八十五条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八 第三十一条の二第八項の規定に違反して、供託を行わなかった者

九 第三十二条(第三十二条の四において準用する場合を含む。)の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

十 第三十七条第一項又は第六十六条の十第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

十一 第三十七条第二項又は第六十六条の十第二項の規定に違反した者

十二 第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項若しくは第三十七条の五第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項若しくは第三十七条の五第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十三 第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第百三条の二第三項、第百六条の三第三項(第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)又は第百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十五 第六十七条の十八の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十六 第八十六条第二項の規定に違反した者

十七 第百三条の三第一項又は第百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を

提出した者

十八 第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十九 第六百六十三条若しくは第六百六十五条の二第一項若しくは第二項の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第六百六十四条第五項若しくは第六百六十五条の二第十項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

二十 第六百六十五条、第六百六十五条の二第十五項又は第六百六十九条の規定に違反した者

○ 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）（抄）

（倉庫の施設及び設備）

第十二条 倉庫業者は、営業に使用する倉庫をその施設及び設備が第六条第一項第四号の基準に適合するように維持しなければならない。

2 国土交通大臣は、営業に使用する倉庫の施設又は設備が第六条第一項第四号の基準に適合していないと認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めて当該倉庫を修理し、若しくは改造し、又は倉庫の種類を変更すべきことを命ずることができる。

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二条第一項ニ規定スル信託業及次ニ掲グル業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得

一 信託業法第二条第八項ニ規定スル信託契約代理業

二 信託業法第二条第十項ニ規定スル信託受益権販売業（第四条第三項ニ於テ信託受益権販売業ト称ス）

三 財産ノ管理（受託スル信託財産ト同ジ種類ノ財産ニ付次項ノ信託業務ノ種類及方法ニ規定スル信託財産ノ管理ノ方法ト同ジ方法ニ依リ管理ヲ行フモノニ限ル）

四 財産ニ関スル遺言ノ執行

五 会計ノ検査

六 財産ノ取得、処分又ハ貸借ニ関スル代理又ハ媒介

七 次ニ掲グル事項ニ関スル代理事務

イ 第三号ニ掲グル財産ノ管理

ロ 財産ノ整理又ハ清算

ハ 債権ノ取立

ニ 債務ノ履行

② 金融機関ハ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ信託業務ノ種類及方法ヲ定メ前項ノ認可ヲ受クベシ

③ 内閣総理大臣第一項ノ認可ノ申請アリタルトキハ左ニ掲グル基準ニ適合スルカ否カヲ審査スベシ

一 申請者ガ信託業務ヲ健全ニ遂行シ得ル財産的基礎ヲ有シ且信託業務ヲ的確ニ遂行シ得ルコト

二 申請者ニ依ル信託業務ノ遂行ガ金融秩序ヲ乱ス虞ナキコト

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（債権の申出の催告等）

第七十九条 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは、その債権は清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（清算法人についての破産手続の開始）

第八十一条 清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したもの

とする。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（指名債権の譲渡の対抗要件）

第四百六十七条 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

○ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）

（監督委員の注意義務）

第六十条 監督委員は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。

2 監督委員が前項の注意を怠ったときは、その監督委員は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。

（監督委員の報酬等）

第六十一条 監督委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 監督委員は、その選任後、再生債務者に対する債権又は再生債務者の株式その他の再生債務者に対する出資による持分を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

- 3 監督委員は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができない。
- 4 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第九条 他の国内の会社の株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社は、これを設立してはならない。

② 会社（外国会社を含む。以下同じ。）は、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより国内において事業支配力が過度に集中することとなる会社となつてはならない。

③ 前二項において「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の

国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。

④ 会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなして、この条の規定を適用する。

⑤ 次に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。）で国内の会社に係るものを公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

一 子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社（次号において「持株会社」という。） 六千億円

二 銀行業、保険業又は証券業を営む会社（持株会社及び証券仲介業者（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。次条第二項において同じ。）を除く。） 八兆円

三 前二号に掲げる会社以外の会社 二兆円

⑥ 新たに設立された会社は、当該会社がその設立時において前項に規定する場合に該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その設立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告等）

第五十二条の二十八 銀行持株会社は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「連結貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

2 中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

4 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第五十七条第一号に掲げる方法である銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の要旨を公告することで足りる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

5 前項に規定する銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に連結貸借対照表等の内容である情報を、五年間継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第三項の規定による公告をしたものとみなす。

（銀行代理業に関する報告書）

第五十二条の五十 銀行代理業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、前項の銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（議決権の代理行使）

第三百十条 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株式会社提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、株主総会ごとにしなければならない。

3 第一項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該株主又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 株主が第二百九十九条第三項の承諾をした者である場合には、株式会社は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

5 株式会社は、株主総会に出席することができる代理人の数を制限することができる。

6 株式会社は、株主総会の日から三箇月間、代理権を証明する書面及び第三項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

7 株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。）は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（書面による議決権の行使）

第三百十一条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までには当該記載をした議決権行使書面を株式会社に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入する。

3 株式会社は、株主総会の日から三箇月間、第一項の規定により提出された議決権行使書面をその本店に備え置かなければならない。

4 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

（電磁的方法による議決権の行使）

第三百十二条 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、法務省令で定める時までには議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該株式会社に提供して行う。

2 株主が第二百九十九条第三項の承諾をした者である場合には、株式会社は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

3 第一項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入する。

- 4 株式会社は、株主總會の日から三箇月間、第一項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 5 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

（債権者に対する公告等）

- 第四百九十九条 清算株式会社は、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった後、遅滞なく、当該清算株式会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

- 2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。

（債務の弁済前における残余財産の分配の制限）

- 第五百二条 清算株式会社は、当該清算株式会社の債務を弁済した後でなければ、その財産を株主に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

（電子公告調査）

- 第九百四十一条 この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告を除く。以下この節において同じ。）を電子公告によりしようとする会社は、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者（以下この節において「調査機関」という。）に対し、調査を行うことを求めなければならない。

- 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（案）（抄）

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

- 第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

(中略)

別表を次のように改める。

別表第一（第二条、第七条の二関係）

一 第六条の二（組織的な犯罪の共謀）の罪

二 第七条の二（証人等買収）の罪

三 第十条（犯罪収益等隠匿）若しくは第十一条（犯罪収益等收受）の罪又は麻薬特例法第六条（薬物犯罪収益等隠匿）若しくは第七条（薬物犯罪収益等收受）の罪

四 刑法第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）又は同法第二百二十三条（強要）の罪（次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。）

イ 第六条の二（組織的な犯罪の共謀）の罪

ロ 第七条の二（証人等買収）の罪

ハ 第十条（犯罪収益等隠匿）若しくは第十一条（犯罪収益等收受）の罪又は麻薬特例法第六条（薬物犯罪収益等隠匿）若しくは第七条（薬物犯罪収益等收受）の罪

ニ 刑法第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、検察又は警察の職務を行う公務員によるイからへまでに掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）又は同法第二百二十三条（強要）の罪（イからへまでに掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。）

ホ 刑法第九十七条から第九十九条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄）又は第九十八条（贈賄）の罪

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪

五 刑法第九十七条から第九十九条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄）又は

第百九十八条（贈賄）の罪

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条、第十三条関係）

- 一 刑法第六十三条の四（支払用カード電磁的記録不正作出準備）の罪若しくはその未遂罪又は同法第七十五条（わいせつ物頒布等）若しくは第百八十六条第一項（常習賭博）の罪
- 二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第五十条ノ四（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十八条第二号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十九条の六第一号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百条第十四号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 六 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百九条の二の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第一百十二条の三（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 八 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第十条の二の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 九 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号（非弁護士の法律事務の取扱い等）又は第四号（譲り受けた権利の実行を業とすること）の罪
- 十 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 十一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十四条第一号（無登録販売等）の罪（同法第三条の違反行為に係るものに限る。）又は同法第二十四条の二第一号（興奮等の作用を有する毒物等の販売等）の罪
- 十二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六条第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）の罪
- 十三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第九十条の四の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 十四 覚せい剤取締法第四十一条の十三（覚せい剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋）の罪
- 十五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項（不法就労助長）、第七十四条の二第一項（集団密航者の輸送）又は第七十四条の六（不法入国等援助等）の罪

- 十六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二十五条の二の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 十七 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）第三十一条の二第一号（銃砲以外の武器の無許可製造）の罪
- 十八 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第百条の四の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第八条第二項（元本を保証して行う出資金の受入れ等及びその脱法行為）の罪（同法第一条又は第二条第一項の違反行為に係るものに限る。）
- 二十 売春防止法第六条第一項（周旋）、第七条（困惑等による売春）又は第十条（売春をさせる契約）の罪
- 二十一 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条の十五（けん銃等の譲渡しと譲受けの周旋等）、第三十一条の十六第一項第一号（けん銃等及び猟銃以外の銃砲等の所持）、第二号（けん銃部品の所持）若しくは第三号（けん銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、第三十一条の十七（けん銃等としての物品の輸入等）、第三十一条の十八第一号（けん銃実包の譲渡しと譲受けの周旋）又は第三十二条第一号（けん銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等）の罪
- 二十二 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十四条第五号（業として行う医薬品の販売等）の罪
- 二十三 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第一百一号）第五条（無限連鎖講の開設等）の罪
- 二十四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十三条の二の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 二十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（禁止業務に係る労働者派遣事業）の罪（同法第四条第一項の違反行為に係るものに限る。）
- 二十六 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十三条第五号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 二十七 保険業法（平成七年法律第一百五号）第三百十七条の二第二号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 二十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第三百十一条第三項（社員等の権利等の行使に関する利益の受供与）の罪
- 二十九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十九条の二の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 三十 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第九十四条第七号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 三十一 会社法第九百七十条第二項（株主の権利の行使に関する利益の受供与）の罪

（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税）

第七十三条の七 道府県は、次に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一 相続（包括遺贈及び被相続人から相続人に対してなされた遺贈を含む。）に因る不動産の取得

二 法人の合併又は政令で定める分割による不動産の取得

二の二 法人が新たに法人を設立するために現物出資（現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。）を行う場合（政令で定める場合に限る。）における不動産の取得

二の三 共有物の分割による不動産の取得（当該不動産の取得者の分割前の当該共有物に係る持分の割合を超える部分の取得を除く。）

二の四 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第八十三条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。以下この号及び第六百九十九条の四第二項第三号において「更生特例法」という。）第七十七条又は第二百七十六条において準用する場合を含む。）、更生特例法第六十一条（更生特例法第三百四十八条において準用する場合を含む。）又は更生特例法第二百七十五条第一

項（更生特例法第三百六十五条において準用する場合を含む。）の規定により更生計画において株式会社、協同組織金融機関（更生特例法第

二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号及び第六百九十九条の四第二項第三号において同じ。）又は相互会社（更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。以下この号及び第六百九十九条の四第二項第三号において同じ。）から新株式会社、新協同組織

金融機関又は新相互会社に移転すべき不動産を定めた場合における新株式会社、新協同組織金融機関又は新相互会社の当該不動産の取得

三 委託者から受託者に信託財産を移す場合における不動産の取得（当該信託財産の移転が第七十三条の二第二項本文の規定に該当する場合における不動産の取得を除く。）

四 委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から元本の受益者に信託財産を移す場合における不動産の取得

五 信託の受託者が更迭した場合における新受託者による不動産の取得

五の二 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十六条第一項の規定による承認に基づき物納の許可があつた不動産をその物納の許可を受けた者に移す場合における不動産の取得

六 建物の区分所有等に関する法律第二条第三項の専有部分の取得に伴わない同法同条第四項の共用部分である家屋の取得（当該家屋の建築による取得を除く。）

七 保険業法の規定によつて会社がその保険契約の全部の移転契約に基いて不動産を移転する場合における不動産の取得

- 八 譲渡により担保の目的となつてゐる財産（以下この節において「譲渡担保財産」という。）により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から二年以内に譲渡担保財産の権利者（以下この節において「譲渡担保権者」という。）から譲渡担保財産の設定者（設定者が更迭した場合における新設定者を除く。以下この節において同じ。）に当該譲渡担保財産を移転する場合における不動産の取得
- 九 生産森林組合がその組合員となる資格を有する者から現物出資を受ける場合における土地の取得
- 十 削除
- 十一 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第十七条第十三号に規定する業務又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号に規定する業務で政令で定めるものを行う場合における不動産の取得
- 十二 住宅金融公庫の住宅金融公庫法第十七条第四号に規定する貸付金又は沖縄振興開発金融公庫の貸付金の回収に関連する不動産の取得（住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が建築中の住宅を取得し、建築工事を完了した住宅の取得を含む。）
- 十三 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方住宅供給公社又は土地開発公社がその譲渡した不動産を当該不動産に係る譲渡契約の解除又は買戻し特約により取得する場合における当該不動産の取得
- 十四 農業協同組合又は農業協同組合連合会が農業協同組合法第七十条第一項の規定により権利を承継する場合における不動産の取得
- 十五 漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が水産業協同組合法第九十一条の三第一項（同法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により権利を承継する場合における不動産の取得
- 十六 森林組合又は森林組合連合会が森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百八条の三第一項の規定により権利を承継する場合における不動産の取得
- 十七 農業共済組合が農業災害補償法第五十三条の二第二項の規定により権利を承継する場合における不動産の取得
- 十八 厚生年金基金が確定給付企業年金法第百九条第四項の規定により権利を承継する場合又は企業年金基金が同法第百十二条第四項の規定により権利を承継する場合における不動産の取得
- 十九 預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行が同法第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行う同法第二条第十二項に規定する被管理金融機関からの同条第十三項に規定する事業の譲受け等による不動産（同法第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。）の取得

二十 保険業法第二百六十条第六項に規定する承継保険会社が、保険契約者保護機構の同法第二百七十条の三の二第六項の規定による同項第二号の決定を受けて行う同法第二百六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社からの保険契約の移転による不動産の取得

○ 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（昭和二十五年法律第二百五十三号）（抄）

（一般事業の利用に関する制限）

第五条 第二条第一項の規定による組合員は、当該組合及び他の漁業協同組合の行う一般事業の利用に関しては、法第十一条第七項（員外利用）の規定の適用については、組合員及び他の漁業協同組合の組合員以外の者とみなす。

○ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

（保険関係）

第四十九条 農水産業協同組合がその事業を行うときは、当該農水産業協同組合が貯金等に係る債務を負うことにより、各貯金者等ごとに一定の金額の範囲において、当該貯金等の払戻しにつき、機構と当該農水産業協同組合及び貯金者等との間に保険関係が成立するものとする。

2 前項の保険関係においては、貯金等に係る債権の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

一 農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（以下「第一種保険事故」という。）

二 農水産業協同組合の解散の議決に係る認可、破産手続開始の決定、解散の命令又は農業協同組合法第六十四条第四項から第六項（第一号を除く。）まで、水産業協同組合法第六十八条第四項（同法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）、同法第九十一条の二第一項第六号若しくは同条第四項第二号若しくは第三号（これらの規定を同法第百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する解散の事由の発生（以下「第二種保険事故」という。）

（保険事故の通知）

第五十七条 農水産業協同組合は、当該農水産業協同組合に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。
2 機構は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る保険事故が第一種保険事故であるときは、直ちに、その旨を主務大臣

（当該通知が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に関するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事）に通知しなければならない。

3 主務大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

一 その監督に係る農水産業協同組合につき、解散の議決に係る認可をし、又は解散の命令をしたとき。

二 その監督に係る農水産業協同組合から農業協同組合法第六十四条第四項後段若しくは第七項又は水産業協同組合法第六十八条第五項（同法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十一条の二第五項（同法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受けたとき。

三 その監督に係る農水産業協同組合連合会につき、農業協同組合法第六十四条第六項第二号又は水産業協同組合法第九十一条の二第四項第二号（同法第百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する処分をしたとき。

四 裁判所書記官から第百十八条の二第一項の規定による通知を受けたとき。

4 機構は、第一項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

○ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）

（協同組織金融機関の資本金の額等）

第四十三条 優先出資は、根拠法という出資ではない。

2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の次の各号に掲げる法律の規定の適用については、この法律による資本金の額をもって、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。

一 農林中央金庫法第四条（資本金）、第六十条（農林債の発行）、第七十六条第二項（準備金の積立て）及び第七十七条第一項第一号（剰余金の配当） 資本金、払込資本金及び資本金の額

二 商工組合中央金庫法第三十一条（商工債の発行限度）及び第四十条ノ二第一項第一号（剰余金の配当） 払込資本金及び払込資本金額

三 協同組合による金融事業に関する法律第二条（出資の金額）及び第五条の十二第一号（剰余金の配当） 出資の総額、出資の額及び出資金

四 信用金庫法第五条（出資の総額の最低限度）、第五十四条の二第一項（全国連合会債の発行限度）、第五十六条第一項（法定準備金）及び第五十七条第一項第一号（剰余金の配当） 出資の総額

五 労働金庫法第七条（出資の総額の最低限度）、第六十条第一項（法定準備金）及び第六十一条第一項第一号（剰余金の配当） 出資の総額
六 農業協同組合法第十条の二（出資の総額の最低限度）、第十一条の八第一号（共済事業に係る経営の健全性の基準）、第五十一条第二項（準備金）及び第五十二条第一項第一号（剰余金の配当） 出資の総額及び出資総額

七 水産業協同組合法第十一条の三第一項（出資の総額の最低限度）（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条第二項（準備金及び繰越金）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）及び第五十六条第一項第一号（剰余金の配当）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。） 出資の総額及び出資総額

3 優先出資を発行している協同組織金融機関に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用については、当該各号に定める規定に規定する準備金は、前条第三項に規定する資本準備金を含むものとする。

一 農林中央金庫法第七十七条第一項（剰余金の配当） 同項第二号

二 商工組合中央金庫法第四十条ノ二第一項（剰余金の配当） 同項第二号

三 協同組合による金融事業に関する法律第五条の十二（剰余金の配当） 同条第二号

四 信用金庫法第五十七条第一項（剰余金の配当） 同項第二号

五 労働金庫法第六十一条第一項（剰余金の配当） 同項第二号

六 農業協同組合法第五十二条第一項（剰余金の配当） 同項第二号

七 水産業協同組合法第五十六条第一項（剰余金の配当）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。） 同法第五十六条第一項第二号（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（抄）
（監査結果の提出等）

第七条 前条の規定により農林中央金庫から協力を求められた農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会は、農業協同組合法第百一条の三又は水産業協同組合法第百三十条第三項の規定にかかわらず、特定農水産業協同組合等について行った農業協同組合法第七十三条の二十二第一項第二号又は水産業協同組合法第八十七条第一項第十号若しくは第七項若しくは第九十七条第一項第七号の監査の結果

を記載した書類その他の監査に関する資料を農林中央金庫に対し提出し、又はその職員に閲覧させることができる。

（合併に反対する会員等の持分払戻請求権）

第十四条 信用農水産業協同組合連合会の会員で、合併総会に先立って当該信用農水産業協同組合連合会に対し書面をもって合併に反対の意思を通知したもの（第三項の規定に該当するものを除く。）は、合併決議の日から二十日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、合併の日当該信用農水産業協同組合連合会を脱退することができる。

2 農業協同組合法第二十三条の規定は前項の規定により信用農業協同組合連合会を脱退する場合について、水産業協同組合法第九十二条第二項又は第百条第二項において準用する同法第二十八条の規定は前項の規定により信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会を脱退する場合について準用する。この場合には、合併の日を農業協同組合法第二十三条第二項又は水産業協同組合法第九十二条第二項若しくは第百条第二項において準用する同法第二十八条第二項に規定する脱退した事業年度の終わりとみなす。

3 信用農水産業協同組合連合会の会員で、農林中央金庫の会員となる資格を有しないものは、合併の日当該信用農水産業協同組合連合会を脱退したものとみなして、農業協同組合法第二十三条又は水産業協同組合法第九十二条第二項若しくは第百条第二項において準用する同法第二十八条の規定を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（抄）

別表第二（第二条、第十三条関係）

一 刑法第六十六条の四（支払用カード電磁的記録不正作出準備）の罪若しくはその未遂罪又は同法第一百七十五条（わいせつ物頒布等）若しくは第百八十六条第一項（常習賭博）の罪

二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第五十条ノ四（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十八条第二号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十九条の六第一号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百条第十四号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

六 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百九条の二の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第一百十二条の三（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

八 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第十条の二の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
九 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号（非弁護士の法律事務の取扱い等）又は第四号（譲り受けた権利の実行を業とすること）の罪

十 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

十一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十四条第一号（無登録販売等）の罪（同法第三条の違反行為に係るものに限る。）
又は同法第二十四条の二第一号（興奮等の作用を有する毒物等の販売等）の罪

十二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百三十六条第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）の罪

十三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第九十条の四の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

十四 覚せい剤取締法第四十一条の十三（覚せい剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋）の罪

十五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項（不法就労助長）、第七十四条の二第一項（集団密航者の輸送）又は第七十四条の六（不法入国等援助等）の罪

十六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二十五条の二の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

十七 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三十一条の二第一号（銃砲以外の武器の無許可製造）の罪

十八 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第一百条の四の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第八条第二項（元本を保証して行う出資金の受入れ等及びその脱法行為）の罪（同法第一条又は第二条第一項の違反行為に係るものに限る。）

二十 売春防止法第六条第一項（周旋）、第七条（困惑等による売春）又は第十条（売春をさせる契約）の罪

二十一 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条の十五（けん銃等の譲渡しと譲受けの周旋等）、第三十一条の十六第一項第一号（けん銃等及び猟銃以外の銃砲等の所持）、第二号（けん銃部品の所持）若しくは第三号（けん銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、第三十一条の十七（けん銃等としての物品の輸入等）、第三十一条の十八第一号（けん銃実包の譲渡しと譲受けの周旋）又は第三十二条第一号（けん銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等）の罪

二十二 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十四条第五号（業として行う医薬品の販売等）の罪

- 二十三 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第一百一号）第五条（無限連鎖講の開設等）の罪
- 二十四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十三条の二の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 二十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（禁止業務に係る労働者派遣事業）の罪（同法第四条第一項の違反行為に係るものに限る。）
- 二十六 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十三条第五号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 二十七 保険業法（平成七年法律第一百五号）第三百七十七条の二第二号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 二十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第三百十一条第三項（社員等の権利等の行使に関する利益の受供与）の罪
- 二十九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十九条の二の二（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 三十 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第九十四条第七号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
- 三十一 会社法第九百七十条第二項（株主の権利の行使に関する利益の受供与）の罪

○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（抄）

（業務の範囲）

第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。
- 二 農業信用保証保険法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。
- 三 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第二条第三項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第八条第一項第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。
- 四 農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第八条第一項第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 五 次条及び林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十七条の規定による債務の保証を行うこと。
- 六 中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。
- 七 中小漁業融資保証法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。
- 八 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第二条第三項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務及び同法第四条第二号に掲げる保証債務

の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

九 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第四条第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 信用基金は、第三条第二項に掲げる目的を達成するため、農業災害補償法第四百十二条の八の規定により行う業務（以下「農業災害補償関係業務」という。）及び漁業災害補償法第九十六条の三に規定する業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、それぞれ農業災害補償法及び漁業災害補償法で定める。

○ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）（抄）

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三百五十四条 水産業協同組合の役員若しくは清算人又は前条の規定による改正前の水産業協同組合法（以下この条において「旧水産業協同組合法」という。）第四十一条の二第一項の監査に係る同項の全国連合会の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

2 施行日前に到来した最終の決算期に係る旧水産業協同組合法第四十条第一項（旧水産業協同組合法第七十七条（旧水産業協同組合法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の書類の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による。

3 前条の規定による改正後の水産業協同組合法（以下この条において「新水産業協同組合法」という。）第三十四条の四第一項（新水産業協同組合法第七十七条（新水産業協同組合法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定（第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

4 新水産業協同組合法第三十四条の四第一項第三号（新水産業協同組合法第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この法律の施行の際現に水産業協同組合の役員又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する民事再生法又は破産法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の水産業協同組合の役員又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

5 新水産業協同組合法第三十四条の四第二項第二号（新水産業協同組合法第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に水産業協同組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。以下この項において同じ。）の役員又は清算人である者が施行日前に犯した平成十八年証券取引法改正法第九条の規定による改正前の新水産業協同組合法第三十四条の四第二項第二号に規定する罪により刑に処せられた場合におけるその者の施行日以後の水産業協同組合の役員又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

6 施行日前に総会（総代会を設けている水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）にあつては、総会又は総代会。次項を除き、以下この条において同じ。）の招集の手続が開始された場合における当該総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

7 施行日前に旧水産業協同組合法第五十一条の二第一項の総会の部会の招集の手続が開始された場合における当該総会の部会の権限及び手続については、なお従前の例による。

8 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の議決を要する水産業協同組合の出資一口の金額の減少については、なお従前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に関する登記の登記事項については、新水産業協同組合法の定めるところによる。

9 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の議決を要する旧水産業協同組合法第五十四条の二第一項又は第二項（これらの規定を旧水産業協同組合法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（以下この条において「信用事業譲渡」という。）については、なお従前の例による。

10 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の議決を要する旧水産業協同組合法第五十四条の三第一項（旧水産業協同組合法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による共済契約の全部若しくは一部の移転又は旧水産業協同組合法第五十四条の三第二項（旧水産業協同組合法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による共済事業に係る財産の移転（以下この条において「共済契約移転等」と総称する。）については、なお従前の例による。

11 施行日前に生じた旧水産業協同組合法第六十八条第一項各号（旧水産業協同組合法第八十六条第五項、第九十六条第五項及び第百条の六第五

項において準用する場合を含む。）、第九十一条の二第一項各号（旧水産業協同組合法第百条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十一条の二第四項各号（旧水産業協同組合法第百条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事由により水産業協同組合が解散した場合又は施行日前に生じた旧水産業協同組合法第六十八条第四項（旧水産業協同組合法第八十六条第五項、第九十六条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）に規定する事由により漁業協同組合、水産加工業協同組合若しくは共済水産業協同組合連合会が解散した場合における水産業協同組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新水産業協同組合法の定めるところによる。

12 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の議決を要する水産業協同組合の合併については、なお従前の例による。ただし、合併に関する登記の登記事項については、新水産業協同組合法の定めるところによる。

13 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の議決を要する旧水産業協同組合法第九十一条の三第一項（旧水産業協同組合法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継（以下この条において「承継」という。）については、なお従前の例による。ただし、承継に関する登記の登記事項については、新水産業協同組合法の定めるところによる。

14 施行日前に組合員又は会員が旧水産業協同組合法第四十四条第一項（旧水産業協同組合法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第七十七条において準用する旧商法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。

15 施行日前に提起された、水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）の総会の議決の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え、漁業協同組合の総会の部会の議決の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え、水産業協同組合の出資一口の金額の減少の無効の訴え、水産業協同組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）の信用事業譲渡の無効の訴え、漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合の共済契約移転等の無効の訴え、水産業協同組合の合併の無効の訴え又は漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会の承継の無効の訴えについては、なお従前の例による。

16 施行日前に提起された水産業協同組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における水産業協同組合の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新水産業協同組合法の定めるところによる。

17 施行日前に申立て又は裁判があった旧水産業協同組合法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手続については、なお従前の例による。

18 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手続についても、前項と同様とする。

19 新水産業協同組合法第二百二十条において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧水産業協同組合法第二百二十一条において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。

20 施行日前にした旧水産業協同組合法第二百二十一条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新水産業協同組合法第二百二十条において準用する新商業登記法の相当規定によってしたものと同みなす。

21 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

22 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

23 施行日前に水産業協同組合がその従たる事務所の所在地でした参事の選任の登記は、その登記をした日に、水産業協同組合がその主たる事務所の所在地でしたものとみなす。

24 登記官は、この法律の施行の際現に従たる事務所の所在地における参事の登記が存するときは、職権で、当該登記を主たる事務所の所在地における登記簿に移さなければならない。

25 この法律の施行の際現に存する旧水産業協同組合法第二百二十一条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新水産業協同組合法第二百二十条において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。

26 第六項、第八項、第十二項又は第十三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における水産業協同組合の出資一口の金額の減少、合併又は承継に関する登記その他の登記の申請その他の登記に関する手続については、なお従前の例による。

27 第十九項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による水産業協同組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）

（水産業協同組合法の一部改正）

第三百二十七条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の四第一項第三号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年

法律第四十八号)」に改める。

第三十九条の三に次の一項を加える。

3 代表理事は、定款又は総会若しくは経営管理委員会の議決によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第三十九条の四の見出し中「及び民法」を削り、同条第二項中「民法第五十五条並びに」を削り、「民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若しくは経営管理委員会」と、同項中「前項」とあるのは」を「同項中「前項」とあるのは、」に改める。

第七十七条中「並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十条」を削り、「第三十九条の三第二項」の下に「及び第三項」を加え、「並びに会社法」を「並びに同法」に改める。

第八十三条の次に次の四条を加える。

(組合の業務の決定)

第八十三条の二 組合の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。

(組合の代表)

第八十三条の三 理事は、組合のすべての業務について、組合を代表する。ただし、定款の定めには反することはできず、また、総会の議決に従わなければならない。

(理事の代表権の制限)

第八十三条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の代理行為の委任)

第八十三条の五 理事は、定款又は総会の議決によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第八十四条の次に次の四条を加える。

(監事の職務)

第八十四条の二 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 組合の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第八十四条の三 理事は、少なくとも毎年一回、通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第八十四条の四 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

(議決権のない場合)

第八十四条の五 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

第八十五条第一項中「次条第二項」を「第八十六条第二項」に改め、同条の次に次の十四条を加える。

(清算中の組合の能力)

第八十五条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(裁判所による清算人の選任)

第八十五条の三 第八十六条第四項において準用する第七十四条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第八十五条の四 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第八十五条の五 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第八十五条の六 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第八十五条の七 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の組合についての破産手続の開始)

第八十五条の八 清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所による監督)

第八十五条の九 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第八十五条の十 清算が終了したときは、清算人は、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第八十五条の十一 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
(不服申立ての制限)

第八十五条の十二 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第八十五条の十三 裁判所は、第八十五条の三の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第八十五条の十四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第八十五条の十五 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第八十五条の十三中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第八十六条第二項中「前三条」を「第八十三条から第八十五条まで」に、「民法第六十条、第六十一条第一項及び第六十六条の規定は」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定は、」に改め、「、同法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十五条までの規定は理事について、同法第五十九条の規定は監事について」を削り、同条第三項中「並びに民法第六十六条」を削り、「七人」との下に「、第六十二条第五項中「議決権」とあるのは「議決権（組合と特定の者との関係について議決をする場合には、その者の議決権を除く。）」と」を加え、同条第四項中「第六十八条、」を「第八十五条の二から前条までに規定するもののほか、第六十八条、」に、「、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、」を「並びに」に改め、「並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条まで」及び「、民法第七十五条中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条」と」を削り、同条第五項及び第六項を削る。

第二百二十条中「第百一条第二項各号」を「第百十条第二項各号」に改める。

第三百三十条第一項第二十七号中「第八十六条第二項において準用する民法第六十条」を「第八十四条の三」に改め、同項第三十三号中「第八十六条第四項において準用する民法第八十一条第一項」を「第八十五条の八第一項」に改め、同項第三十四号中「若しくは第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する」を「の規定若しくは第八十五条の六第一項若しくは第八十五条の八第一項の規定による」に改め、同項第三十六号及び第三十七号中「第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項」を「第八十五条の六第一項」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三百二十八条 前条の規定による改正後の水産業協同組合法第三十四条の四第一項（同法第七十七条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧中間法人法の規定（第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧中間法人法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、一般社団・財団法人法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第三百三十六条 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条」を「第六十四条の六」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（議決権のない場合）

第十三条の二 協会と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第二十六条の次に次の五条を加える。

（協会の業務の決定）

第二十六条の二 協会の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。

(協会の代表)

第二十六条の三 理事は、協会のすべての業務について、協会を代表する。ただし、定款の定めに従うことはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(理事の代表権の制限)

第二十六条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の代理行為の委任)

第二十六条の五 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第二十六条の六 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、主務大臣は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(監事の職務)

第二十七条の二 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 協会の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務大臣に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第三十五条を次のように改める。

(役員に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第三十五条 役員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定を準用する。

第三十九条に次の一項を加える。

4 総会においては、第三十一条第三項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

第四十八条第九項中「民法第六十六条（表決権のない場合）」を「第十三条の二」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（清算中の協会の能力）

第五十九条の二 解散した協会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第六十条の次に次の三条を加える。

（裁判所による清算人の選任）

第六十条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第六十条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第六十条の四 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第六十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（清算人の財産調査義務）」を付し、同条の次に次の三条を加える。

（債権の申出の催告等）

第六十一条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出を

すべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第六十一条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、協会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の協会についての破産手続の開始）

第六十一条の四 清算中に協会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の協会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものととする。

3 前項に規定する場合において、清算中の協会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第六十二条に見出しとして「（残余財産の分配）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（裁判所による監督）

第六十二条の二 協会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 主務大臣は、協会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十三条に見出しとして「（決算報告書）」を付する。

第六十四条を次のように改める。

（清算結了の届出）

第六十四条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第二章第五節中第六十四条の次に次の五条を加える。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第六十四条の二 協会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第六十四条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第六十四条の四 裁判所は、第六十条の二の規定により清算人を選任した場合には、協会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（即時抗告）

第六十四条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（検査役の選任）

第六十四条の六 裁判所は、協会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第六十四条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「協会及び検査役」と読み替えるものとする。

第八十九条第十二号から第十五号までを次のように改める。

十二 第六十一条の二第二項又は第六十一条の四第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第六十一条の二第二項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十四 第六十一条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。

十五 第六十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

○ 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）（抄）

附 則

第五条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後である場合における施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法別表第十四号の規定の適用については、同号中「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条（虚偽有価証券届出書等の提出等）、第九十八条第十九号（内部者取引）又は第二百条第十三号（損失補てんに係る利益の收受等）」とあるのは、「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条（虚偽有価証券届出書等の提出等）、第九十七条の二第十一号から第十三号まで（内部者取引等）又は第二百条第十四号（損失補てんに係る利益の收受等）」とする。

2 前項の場合における施行日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、商工組合中央金庫法第五十条ノ四、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十八条第二号、農業協同組合法第九十九条の六第一号、水産業協同組合法第二百二十九条の二の二、中小企業等協同組合法第一百十二条の三、協同組合による金融事業に関する法律第十条の二の二、商品取引所法第三百六十三条第六号、信用金庫法第九十条の四の二、長期信用銀行法第二十五条の二の二、労働金庫法第百条の四の二、銀行法第六十三条の二の二、不動産特定共同事業法第五十三条第五号、保険業法第三百七条の二第二号、農林中央金庫法第九十九条の二の二又は信託業法第九十四条第七号の罪は、組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪とみなす。

○ 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（案）（抄）

（中小漁業融資保証法等の一部改正）

第十一条 次に掲げる法律の規定中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

- 一 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第四条第二号、第十七条第一項第三号及び第二十一条第一号
- 二 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第八条第一項第二号、第二十条第一項第四号及び第三十条第五号
- 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十七条（見出しを含む。）
- 四 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第三十五号
- 五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項第十号